

年金記録適正化実施工程表

【平成19年9月10日改定版】

(広報・相談関係追加)

平成19年8月

厚生労働省

※今後、作業をより円滑に推進するため、必要に応じて修正することがありうる。

- ・ 内の記述は、7月5日政府・与党取りまとめ
- ・ 社会保障カードの導入については、別途課題として検討

1. 名寄せ関係

I 直面する年金記録問題への対応

1. 年金記録の名寄せ

(1) 「5000 万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給年齢に到達している「2880 万件」の記録を含め、「5000 万件」の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する。【平成19年12月から平成20年3月までを目途】

- 「「5000 万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」の実施に係るシステム開発の基本計画」(別添1・参考1)に基づき、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、このための契約を平成19年8月30日に締結している。(別添1)【平成19年8月～11月目途】

(注) システム開発の契約については、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(会計法第29条の3第4項)に該当し、かつ、極めて緊急を要する場合であることから、現行システムに習熟し、改修のもととなる既存のシステムについて著作権を有している開発業者と契約を行うこととしている。

I 1. (1)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000 万件」の記録の内容を解明して公表する。

- 別添 2 の「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について」に基づき解明の作業を進める。
- 解明に当たっては、民間企業等から派遣された専門家による分析チームを編成し、名寄せ作業と並行して作業を進める。

I 1.

(2) マイクロフィルムにより保管されている記録「1430 万件」及び「36 万件」への対応

① 名寄せの実施

「1430 万件」及び「36 万件」の記録のマイクロフィルムのデータを磁気ファイル化するための入力作業を行い、その上で、年金受給者及び現役加入者のコンピュータ記録と名寄せを行う。

名寄せは、(1)の「5000 万件」の記録の名寄せと並行して行い、その結果、記録が結び付くと思われる方にはその旨を通知する。【平成 20 年 5 月までを目途に完了】

- 「マイクロフィルムにより保管されている「1430 万件」及び「36 万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画」(別添 1・参考 2)に基づき、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、このための契約を平成 19 年 8 月 30 日に締結している。(別添 1)【平成 19 年 8 月～20 年 4 月目途】

I 1. (2)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、「1430 万件」及び「36 万件」の記録の内容を解明して公表する。

- 別添 3 の「「1430 万件」及び「36 万件」のマイクロフィルムデータの解明作業の基本的な考え方について」に基づき、5000 万件の記録に準じた作業を行い、解明の作業を進める。

I 1.

(3) 基礎年金番号への統合に関連するその他の問題への対応

① 共済過去記録の基礎年金番号への統合

いわゆる共済過去記録「181 万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181 万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。【平成 21 年度中を目途】

- 共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合等から提供を受けて、平成 20 年度において、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成 21 年度中を目途に基礎年金番号への統合を行う。(別添 4)
- システム開発に当たっては、5000 万件の名寄せシステムの活用を検討する。
- 名寄せ・照会を行ってもなお、基礎年金番号との統合に至らない共済過去記録については、平成 21 年度以降、社会保険庁において、別途の管理を行うことなどを検討する。

I 1. (3)

② 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

ア 平成 18 年 10 月時点で判明した重複付番(2 万件)のうち未解消の 4 千件の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施する。【平成 19 年 8 月中】

平成 18 年 10 月以降これまでに発生した可能性のある重複付番についても同様に対応する。【平成 19 年 10 月以降逐次実施】

イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、徹底した調査の実施により、重複付番の発生を防止する。【今後随時】

- 平成 18 年 10 月時点では重複付番が 22,063 件であったが、平成 19 年 8 月末日現在では、15 件に減少している。
今後、訪問等により個別に照会して解消するとともに、平成 18 年 10 月以降発生した可能性のある重複付番についても、社会保険事務所において徹底した調査を行い、早期に解消する。
- 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査(氏名、性別、生年月日、住所の 4 項目の一致を確認)の完全実施を図り、その発生を徹底的に防止する。

I 1. (3)

③ いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するお知らせ

いわゆる無年金者の方については、今後、市町村に協力を依頼し、介護保険料徴収に関する情報を活用して、今般の問題に関する注意喚起と呼びかけを行う。【平成 20 年度以降随時】

- 平成 19 年度中に市町村に協力を依頼し、平成 20 年 6 月を目途に、介護保険の普通徴収者(年金から介護保険料を源泉徴収されていない者)に送付する保険料納入告知書に、年金を受給し忘れていないか等の注意喚起と呼びかけのためのチラシを同封して送付する。

I 1. (3)

④ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合わせを実施する。【平成 20 年度中を目途】

- 平成 20 年度において企業年金連合会及び各厚生年金基金が突合せを実施できるよう、社会保険業務センターにおいて基金番号が収録された記録を抽出するためのシステム開発を行い、平成 20 年 12 月を目途に、企業年金連合会分及び各基金分に振り分け、被保険者記録を提供する。(別添 5)

I 1. (3)

⑤ 旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度の周知

陸海軍工廠等の旧令共済組合員期間を厚生年金の被保険者期間に通算して、定額部分相当の給付を行う特例措置については、制度の沿革を踏まえたもので旧令共済に係る記録が当然に統合されるというものではなく、年金裁定の都度確認される必要があることから、確実に年金給付に結び付けるため、これらの制度の周知を更に図っていく。【平成 19 年度以降随時】

- 政府広報(平成 19 年 11 月予定)等の各種広報手段を活用することにより、制度の仕組みや手続き(注)の周知を図ることとする。その具体的な方法について早期に検討し、平成 19 年度以降、随時実施する。

(注) 社会保険事務所等に申し出ていただくことにより、関係機関(厚生労働省社会・援護局、外務省等)間の必要な照会手続きが行われる仕組みとなっている。(別添 6)

2. ねんきん特別便関係

I

2. すべての方への加入履歴のお知らせ(「ねんきん特別便」)

(1) 名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方

「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせする。【平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月までを目途】

I 2.

(2) その他のすべての方

上記(1)のお知らせに加えて、「ねんきん定期便」に代えて、年金受給者及び現役加入者の方々に、加入履歴を送付する。

具体的には、平成 20 年 4 月から 10 月までの間に、「5000 万件」の記録の名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者の方々に対し、順次、年金の加入履歴の送付を行う。

ア 年金受給者の方々：平成 20 年 4 月と 5 月を目途に優先してお知らせ

イ 現役加入者の方々：平成 20 年 6 月から 10 月までを目途に、順次、お知らせ

- 平成 19 年 12 月から平成 21 年 3 月までの間、誕生月における年金個人情報の送付については、これまで予定していた「ねんきん定期便」に代えて、全受給権者及び加入者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付する。

・名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ
【平成 19 年 12 月～20 年 3 月目途】

・その他のすべての方へのお知らせ

①既に年金を受けられている方 【平成20年4月～5月目途】

②今後年金を受け取る予定の方 【平成20年6月～10月目途】

- 「ねんきん特別便」として送付するものと送付した後の流れは以下の通りである。

① 記録が結び付くと思われる方に対しては、

- ・ご本人の加入期間及び加入履歴
- ・お知らせ

・返信用「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」

を同封し、まずは「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話していただいた上で、記録に間違いがないと確認できた場合には「確認はがき」を、記録の訂正が必要な場合には「年金加入記録照会票」を返信していただくこととする。なお、記録が結び付くと思われる方から、「ねんきん特別便専用ダイヤル」へのお電話がなく、「確認はがき」又は「年金加入記録照会票」の返信もない場合には、本人に確認ができるまで照会を行う。

② その他のすべての方に対しては、

- ・ご本人の加入期間及び加入履歴
- ・お知らせ

を同封する。

なお、厚生年金被保険者に係る「ねんきん特別便」について、経済団体の協力を得られることを前提に、平成9年の基礎年金番号導入時の例を踏まえ、事業主経由で送付することを検討する。

- 58歳到達者に対しては、従来の58歳通知と同様、返信用書類として「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封することとし、記録に間違いがないと確認できた場合には「確認はがき」を、記録の訂正が必要な場合には「年金加入記録照会票」を返信していただくこととする。

なお、58歳到達者に対しては、求めに応じて将来の年金見込額を通知する。

- 「年金加入記録照会票」の申し出内容を社会保険庁として確認できない場合には、「年金記録確認第三者委員会」に関する手続を紹介することとする。

- 「ねんきん定期便」は、「ねんきん特別便」がすべての方に届き、これに伴う記録の訂正やその後の加入情報の更新が行われることを勘案して、平成21年4月から本格実施するが、その際、次の点について検討する。(別添7,8)

- ① 平成21年4月から一定期間については、被保険者の方々に繰り返し十分に過去の納付状況を確認していただくことが必要である。このため、加入期間、年金見込額など「ねんきん定期便」として送付を予定している情報に加えて、全年齢の被保険者に加入履歴並びに過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)をお知らせする。

- ② 上記の一定期間経過後は、全年齢の被保険者に、加入期間、年金見込額などに加えて、直近1年分の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況を毎年お知らせする。

また、35歳、45歳、58歳の節目に該当する被保険者には、加入履歴、過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)を併せてお知らせする。

(注)厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により

厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

3. 特殊台帳等との突合せ

I

3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

① 国民年金の特殊台帳の記録の突合せ

社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録(マイクロフィルム)について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。

② 国民年金の被保険者名簿の記録の突合せ

国民年金の普通台帳のほとんどは廃棄されているため、念のため、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。このため、市町村の保管する被保険者名簿を国に移管し、突き合わせに備えて点検・整備する。

なお、国民年金の被保険者名簿は、いわば「控えの帳簿」であって、これまでの国民年金保険料の納付記録は、既にコンピュータに収録されていることについて、十分広報する。

③ 厚生年金の被保険者名簿等の記録の突合せ

社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録(マイクロフィルム)について、それぞれコンピュータの記録と突き合わせて確認する。

なお、この突き合わせが効率的に行われるよう、厚生年金の被保険者名簿・原票の記録について、サンプル調査を速やかに行い、コンピュータへの転記が正確に行われたかどうかを確認する。

- 「国民年金の特殊台帳の記録」等との突合せ作業は、未統合記録 5000 万件の名寄せ及び記録が結び付くと思われる方への「ねんきん特別便」の送付が終わった後、平成 20 年度当初から行う。

- まずは、特例納付等複雑で特殊な記録であり、サンプル調査も終わっている「国民年金の特殊台帳の記録」の突合せを実施する。
- 国民年金の特殊台帳の突合せの具体的な事務処理は以下のとおりとする。
 - ① 外部委託によりマイクロフィルム記録及びオンライン記録の出力、第 1 次審査(現時点におけるオンライン記録との単純な突合せ)を行う。
 - ② 社会保険庁職員によって、第 2 次審査(第 1 次審査で「不一致」となった記録について、オンライン記録入力時点における記録との突合せ)を行い、併せて最終確認作業を行う。
 - ③ 記録の補正の必要が生じた場合には、社会保険事務所において、記録を補正する。
- 「厚生年金の被保険者名簿等の記録」及び「市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録」の突合せについては、厚生年金の被保険者名簿等のサンプル調査の結果、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿に関する準備作業の状況、特殊台帳の突合せの進行状況等を踏まえて取り組むこととする。

(別添 9)

I 3.

④ 進捗状況の公表

①から③までの突き合わせの対象となる記録は膨大であり、一定の期間を要するため、その進捗状況を半年毎に公表する。

- 社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況及び市町村における国民年金の被保険者名簿の保管状況は、調査の結果、8月23日現在では、別添 10 のとおりである。
- 平成 20 年 1 月を目途に、下記の事項の検討・実施状況を公表する。
 - ・ 「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業の具体的実施方法の検

討

- ・ 「厚生年金の被保険者名簿等」のサンプル調査の実施方法の検討
- ・ 市町村が保管する国民年金の被保険者名簿について、保管媒体に応じた出力・整理等の準備作業の検討、突合せ作業の実施方法の検討

○ 平成 20 年 7 月以降は、「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業等、順次行われる突合せ作業の進捗状況を半年毎に公表する。

4. 相談関係

Ⅱ 相談体制の拡充

すべての年金受給権者及び現役加入者の方々に加入履歴をお知らせすることに伴い予想される相談件数の増加に十分対応できるようにするため、相談体制を今後着実に整備していく必要がある。

○ 12 月以降、名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方及びその他の方に「ねんきん特別便」が順次送付されることに伴い、電話相談、来訪相談件数が増加すると予想される。そこで、これまでの 58 歳通知（注 1）や年金記録相談の特別強化体制（注 2）における電話相談、来訪相談の状況等を勘案して見通しを立てつつ、「ねんきん特別便」の送付に対応した相談体制の基本的な考え方について」（別添 11）に基づき、「ねんきん特別便専用ダイヤル」の設置並びに市区町村、商工会議所等での巡回相談及び社会保険事務所における相談窓口の拡充等十分な対応ができるよう準備する。

（注 1） 58 歳通知：平成 16 年 3 月から、58 歳に到達された方々に対し、年金加入記録及び年金見込額を通知している。

（注 2） 年金記録相談の特別強化体制：平成 18 年 8 月から、年金記録に不安や疑問を持つ方々に対し、年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、社会保険事務所の窓口において、年金加入記録について徹底的に調査・確認を行っている。

- 平成 20 年 4 月以降の厚生年金被保険者に係る「ねんきん特別便」については、経済団体と連携し、各企業の協力を得て事業主経由で送付することを調整する。また、事業主経由で送付された「ねんきん特別便」に対する照会及び年金記録統合の一括代行手続きについても、協力を依頼する。このため、各企業の社会保険委員（事業主からの推薦に基づき社会保険庁長官が委嘱する方で、現在、全国で約 18 万人）やそれ以外の社会保険事務担当者の方々に対して、11 月末までを目途に、全国社会保険事務所で研修会を開催し、マニュアルを配布し、次の事項について協力を依頼する予定である。
- ・「ねんきん特別便」の被保険者への転送依頼
 - ・「ねんきん特別便」転送後の被保険者からの委任に基づく照会及び年金記録統合の一括代行手続きの依頼
 - ・電話相談、来訪相談に関する留意事項

Ⅱ 1. 相談体制の拡充

(1) 来訪相談

① 市町村における巡回相談の実施等

すべての市町村において、巡回相談を実施する。【平成 19 年 7 月目途】さらに、これらの市町村における巡回相談を定期的・計画的に実施する。これらの巡回相談の実施の際、社会保険労務士会の協力を得る。

なお、社会保険労務士会においても、無料年金相談会等の年金相談を実施することとしている。

また、年金相談への対応窓口を開設し、年金加入記録の照会の取り次ぎや年金記録の確認を始め、住民からの年金記録の相談への対応の充実が図られるよう、市町村の取組を促進する。

- 7 月中に全国の 1,827 市区町村のうち 1,743 市区町村において巡回相談を実施し、市区町村役場、商工会議所、商工会、公民館、体育館等で 108,840 人が来訪した。
- 今後とも引き続き、市区町村、商工会議所等における相談

体制を拡充していく。また、相談の機会を利用して、国民年金保険料の納付の場の提供なども行っていく。(別添 12、13)

- 市区町村窓口に来訪した方が年金記録を確認できるよう、市区町村と社会保険事務所との間に年金記録を優先的に確認するためのホットラインの開設等を行っており、7月末までに1,827市区町村のうち1,616市区町村においてホットラインが開設された。

更に、ホットラインの必要な残る市区町村に対する開設を進めるとともに、11月末までを目途に、市区町村担当者に対する説明会を開催するなど、住民対応の充実が図られるよう市区町村が取り組みやすい環境を整備していく。(別添 14)

Ⅱ 1. (1)

② 企業等における相談機能の充実

日本経団連、日本商工会議所及び全国商工会連合会からの協力を得て、企業等における年金に関する相談機能を充実する。

具体的には、

ア 企業及び商工会議所に「年金相談窓口」等を設置すること

イ 現役加入者ご本人からの依頼に応じて年金記録に関する照会を企業内で取りまとめ社会保険事務所に提出すること等について、協力を依頼する。【平成19年7月以降随時】

企業、商工会議所及び商工会館に設置される照会・相談窓口には社会保険庁職員を派遣し、年金照会を可能とするなど適切な措置を早急に講じる。また、これらの措置を実施するために社会保険労務士会からの協力も得る。

この場合、確認漏れが生じないように、依頼に先立って、社会保険庁において、詳細なマニュアルを作成し企業の社会保険委員等を対象とした研修を実施する。

- 7月中に136商工会議所、71商工会において実施し、商工会議所には7,637人、商工会には2,998人の方々がそれぞれ来訪

した。

今後とも引き続き、商工会議所等における相談体制を拡充していく。
(別添 15)

- 年金記録の照会を希望する従業員・配偶者の方の委任に基づく、企業による年金記録照会及び年金記録統合の一括代行手続きについて、7月18日の日本経団連、31日の関西経営者協会、8月9日の愛知県経営者協会における各会合において、社会保険庁から協力を依頼した。今後とも、経済団体等と連携して必要に応じて協力を依頼する。

Ⅱ 1. (1)

③ 認知症の高齢者等への対応

社会保険事務所等に来て説明できない認知症の高齢者、施設入所者等については、以下のような対応を行う。【平成19年8月以降随時】

ア 通知に返事がない方に対し、電話で問い合わせ、認知症等の事情がある場合には、市町村とも連携して職員が出向くことを基本とする。

イ 本人の了解の下で社会保険事務所等に提供いただく様々な情報を受け付けるとともに、来訪相談において本人の履歴をその場で開示する場合は、委任状に基づく代理人に対しても対応する。

- 認知症の高齢者等及び代理人が社会保険事務所等に相談のため来訪された際に混乱することがないように、8月中に、社会保険事務所に対して、市区町村、社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携等に関し、留意事項を通知した。

また、「ねんきん特別便」を送付しても返事がない、社会保険事務所等に来訪できない場合には、職員が出向くことを基本とし、その具体的対応について、12月までの間に、社会保険事務所に対して、留意事項を通知する。

Ⅱ 1.

(2) 電話相談

社会保険庁による全国の電話相談センターの機能を集約化するとともに、社会保険労務士等民間に協力を十分得ながら、電話相談窓口の充実を行うなど、電話相談体制を強化する【平成19年7月以降逐次実施】

○ これまで「ねんきんあんしんダイヤル」により電話照会されてきた方々に対し加入記録を回答してきた。このため、この加入記録について幅広く相談に対応できる「ねんきんダイヤル」へのニーズが高まってきている。

これに対し、7月17日にねんきんダイヤル第1コールセンターを東京に開設し、8月1日に「ねんきんあんしんダイヤル」のうち、150ブースの応答席数を「ねんきんダイヤル」に変更した。

※8月1日時点の応答席数

ねんきんダイヤル	886
ねんきんあんしんダイヤル	740

(別添16、別添17)

※ねんきんダイヤル

社会保険庁から送付された年金記録回答票に関する問い合わせや一般の年金相談に対して市内通話料金で利用できる。(0570-05-1165)

※ねんきんあんしんダイヤル

後日お答え方式(氏名、生年月日、基礎年金番号等の基本的情報をお聞きし、その後、記録回答票をお送りする方式)によるフリーダイヤル。(0120-657830)

Ⅱ 1.

(3) インターネットによる照会

インターネットによる照会に必要なID及びパスワードの発行までの期間を短縮する【平成19年7月目途】

- 8 月末時点で、I D 及びパスワードの申込件数は、平成 18 年 3 月の開始以来の累計 121.4 万件、発行件数は同 93.0 万件、未処理件数は同 2 千件となっている。I D 及びパスワードの発行までの期間は、8 月中に平常ペースの 2 週間程度に短縮された。
(別添 18)
- インターネットによる照会を促進するため、広報を強化するとともに、必要に応じて体制を整備する。

Ⅱ 2. 相談への対応状況の定期的な公表

相談体制の現状が国民の目から見て明らかになるよう、電話相談の応答率、社会保険事務所での来訪相談の待ち時間、本人の履歴を確認するための回答票の送付までの期間など、相談への対応の状況について、定期的に公表を行う。【平成 19 年 7 月以降随時】

- 電話相談の応答率については、社会保険庁ホームページ等により毎日公表している。
(別添 19)
- 社会保険事務所での来訪相談の待ち時間に関しては、社会保険庁ホームページ等により相談窓口の混雑状況を週次で情報提供している。
今後、待ち時間の解消策として、混雑していない曜日や時間帯に来訪者を誘導できるよう、待ち時間の公表の仕方を改善する。
(別添 20)
- 電話相談で年金記録回答票を送付するよう依頼を受けてから、実際に社会保険庁から依頼者に送付するまでに要する期間については、社会保険庁ホームページ等により週次で公表している。
(別添 21)

5. その他

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成 23 年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

- 旧式の記録管理システム(レガシーシステム)については、平成 18 年 3 月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープン化(専用機器から汎用機器への移行等)による再構築を行うこととしている。平成 19 年 3 月に基本設計書の作成が完了しており、平成 19 年度中に詳細設計以降の工程の調達を開始予定。(別添 22)

なお、住民基本台帳ネットワークとの連携については、詳細設計以降の工程において対応を検討し、反映する仕組みを取り込む。

Ⅳ その他の課題への対応

1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

いわゆる年金時効特例法の対象となる方々への年金の増額が漏れなく行われるよう、同法の概要や必要な手続等に関する広報の実施、相談体制の整備を行うほか、対象となる方には、年金加入記録等を予め記載した裁定請求書(自署又は記名押印だけで請求が可能。「ターンアラウンド請求書」)を順次お送りする。【平成 19 年 9 月から 1 年以内を目途に送付】

- 年金時効特例法の施行(平成 19 年 7 月 6 日)に伴い、①政府広報、②ポスターの掲示、③市町村広報誌への記事掲載依頼、④社会保険庁ホームページへの掲載、などによる広報を実施するとともに、社会保険事務所や「ねんきんダイヤル」における相

談体制の整備を行っている。

- 年金時効特例法の施行日以降、平成 19 年 8 月 19 日までに同法に基づく手続を 10,663 件受け付けており、また、これまでに 866 人に対して、支給決定を行った。
- 平成 19 年 9 月からは、対象となる方に対して、予め必要な記載事項を印字した手続用紙を順次送付し、ターンアラウンド方式による手続を開始することとしている。

IV

2. 保険料の着服への対応

保険料納入については、毎年の保険料払込済の通知や、保険料が未納となっている場合の納付催告状の送付のほか、現金による納入について、毎日、被保険者に対して発行した「領収書の控え」と「日銀払込みの現金払込書」と突き合わせを行っており、これらにより、着服があった場合には発覚する仕組みとなっている。

また、着服が発覚した場合には、刑事告発、免職、損害賠償請求、公表という一連の厳しい措置を採ることとしている。

今後、これらの発生防止の仕組みや発覚時の措置について、徹底して周知し、発生を防止する。【平成 19 年 7 月以降随時】

なお、今後、「年金記録確認第三者委員会」における確認作業の過程等で着服の事案が明らかとなった場合にも、現行と同様、保険料は当然本人から支払われたものとして取り扱う。

- 不正事故の防止については、平成 19 年 7 月 31 日、地方社会保険事務局あて通知し、平成 18 年 3 月の「不正事故防止のための点検事項」^(注)を再確認するとともに、(1)職員による着服等の不正行為は発覚する仕組みとなっていること、及び(2)不正行為に対しては、①刑事告発、②免職、③損害賠償請求、④公表(氏名を含む)を行うことについて、改めて職員に周知徹底するよう指示した。

(注)

- ・ 現金による保険料納付の場合には、社会保険事務所の管理者が、領収証控と現金払込書を毎日突合せすること
- ・ 年金の保険料納付のオンライン入力について、担当者は、管理者のカードを借りて入力し、管理者が入力結果と原議を突合せすること 等

6. 広報関係

- 年金記録問題に関し、政府広報を随時実施してきた。
(別添 23)

- 今後とも、12 月からの「ねんきん特別便」送付に際して、政府広報を積極的に活用するほか、本庁ホームページにおいて年金記録問題に関する対策の進捗状況を随時公表するとともに、年金広報（秋及び年度末）等の中にも年金記録問題についての情報を加える。

- 地方自治体、関係団体、報道機関の関係者が、年金問題を適切に取り上げ、政府による広報が実を上げるよう、当該関係者への説明を積極的に展開する。

< 社会保険庁 >

- ・ 本庁ホームページによる広報
- ・ 本庁が行う新聞やポスターを通じた年金広報（秋及び年度末）

（参考）平成 18 年 11 月の年金月間に向けた秋の年金広報

新聞 朝刊 5 段モノクロ広告を 2 回掲載

10 月下旬 中央紙 5 紙、ブロック紙 4 紙、地方紙 36 紙

11 月中旬 中央紙 5 紙、ブロック紙 4 紙、地方紙 42 紙

ポスター 7,500 枚×2 種類

- ・ 国民年金パンフレット、年金請求手続きの周知用パンフレット

＜地方社会保険事務局＞

- ・ 地方社会保険事務局ホームページによる広報
- ・ 納入告知書に同封する広報誌等による広報、社会保険事務所への掲示
- ・ 地方自治体、関係団体の広報誌等への広報の要請

別 添 資 料

1. 「5000 万件」の年金記録の「名寄せ」等に係るシステム開発について	1
（別 紙）基礎年金番号に未統合の記録(5000 万件)の名寄せの方法	3
（参考 1）「5000 万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」 の実施に係るシステム開発の基本計画の概要	4
（参考 2）マイクロフィルムにより保管されている「1430 万件」及び「36 万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画の概要	5
2. 「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について	6
（別 紙）「5000 万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因 とする分類	10
（参 考）「5000 万件」の年金記録の解明作業について	11
3. 「1430 万件」及び「36 万件」のマイクロフィルムデータの解明作業の基 本的な考え方について	12
（参 考）「1430 万件」及び「36 万件」の年金記録の解明作業について	15
4. 共済過去記録の統合について	16
5. 厚生年金基金と社会保険庁の記録の記録の突き合わせ作業の流れ	17
6. 旧令共済組合員期間に係る事務処理の流れ	18
7. 「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の関係	19
8. 平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」について	20
9. コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せについて	21
10. 社会保険庁における被保険者台帳等の保管状況及び市町村における 国民年金の被保険者名簿の保管状況の調査結果	22
11. 「ねんきん特別便」の送付に対応した相談体制の基本的な考え方につ いて	27

12. 市区町村における年金相談実施状況	・ ・ ・ ・	31
13. 社会保険事務所における来訪相談実施状況	・ ・ ・ ・	32
14. 総務省・社会保険庁課長通知	・ ・ ・ ・	33
15. 社会保険庁からの日本商工会議所、全国商工会連合会宛て文書	・ ・ ・ ・	35
16. 電話相談体制の推移	・ ・ ・ ・	37
17. ねんきんあんしんダイヤル、ねんきんダイヤル応答状況	・ ・ ・ ・	38
18. インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス	・ ・ ・ ・	39
19. 電話相談対応状況について	・ ・ ・ ・	40
20. 社会保険事務所における相談窓口の混雑状況（千葉社会保険事務局の例）	・ ・ ・ ・	41
21. 電話相談への回答票の送付状況	・ ・ ・ ・	42
22. 社会保険オンラインシステムの見直しについて	・ ・ ・ ・	43
23. 年金記録問題に関する主な政府広報	・ ・ ・ ・	46

「5000万件」の年金記録の「名寄せ」等 に係るシステム開発について

年金記録問題の解決に向けた取組の一環として、「5000万件」の年金記録とすべての方の年金記録の「名寄せ」を行うとともに、その結果を「ねんきん特別便」としてお届けするためのシステム開発及び「1430万件」・「36万件」の記録への対応のシステム開発について、以下のとおり契約を締結した。

1. システム開発の概要と主な機能

(1) 「5000万件」の年金記録に関する開発

①「名寄せ」に関する開発

ア 氏名・性別・生年月日の3項目が一致する記録の分類・確認機能(第1次名寄せ)

→ かな氏名の濁点の有無や漢字の新旧字体等に関わらず名寄せが可能。

イ 婚姻等による姓の変更や生年月日のずれ等の条件を緩和して3項目が一致する記録の分類・確認機能(第2次名寄せ)

ウ 加入期間の重複状況をチェックする機能

(注)「名寄せ」に先立って、氏名・性別・生年月日が収録されていない記録は、年金手帳記号番号払出簿等を確認し、記録を補正する。

(注)一次名寄せ・二次名寄せについては、別紙参照。

②「ねんきん特別便」に関する開発

ア 加入履歴等のデータを編集する機能

イ 1 億人の方に加入履歴及び「名寄せ」結果を踏まえたメッセージ付きの通知を出力・印刷するための機能

ウ 通知に基づく照会や記録統合の進捗を管理する機能

(2) マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」・「36万件」の年金記録に関する開発

① 「名寄せ」に必要な旧台帳の情報を抽出し、磁気媒体を作成する機能

② 「名寄せ」の結果を踏まえて、マイクロフィルムの情報をオンラインに収録する機能

③ 相談に迅速に対応するために、窓口装置から漢字氏名で検索する機能

2. 契約業者及び契約金額

契 約 の 対 象	契約業者	契約金額
1.の(1)①部分(「名寄せ」に関する開発)	(株)日立製作所	5.7 億円
1.の(1)②部分(「ねんきん特別便」に関する開発)	(株)NTT データ	※ 3.1 億円
1.の(2)部分(マイクロフィルムにより保管されている「1430 万件」等に関する開発)	(株)NTT データ	※ 3.5 億円

(注) 短期間でシステム開発を終了するために、現行システムに習熟し、改修のもととなる既存のシステムの著作権を有する者と契約を締結した。

※は後年度負担額を含む金額

3. その他

契約に要する経費については、新たに保険料に負担を求めるのではなく、あらゆる財政合理化努力を行った上で、捻出する。

基礎年金番号に未統合の記録(5000万件)の名寄せの方法

名寄せ(第1次) *既に考案された方法

氏 名

かな氏名

例 : 登録が「シンドオロシツオ」の場合)

下記の例など様々なものと突合せ

- (1)同音語丸め ⇒ シンドウロシ~~ツ~~オ
- (2)姓名間スペース削除 ⇒ シンド~~ウ~~シツオ
- (3)濁点・半濁点丸め ⇒ シンドウロシ~~ツ~~オ

漢字氏名

例 : 登録が「斉藤」の場合

下記のような新旧字体と突合せ

斎藤・齋藤・齊藤・齊藤 ⇒ 斉藤

生年月日

性 別

上記3項目の組み合わせで同一人と仮判定

「氏名」一致
(「かな」「漢字」もどちらも
又は
「かな」「漢字」いずれか)

+

「生年月日」
一致

+

「性別」
一致

名寄せ(第2次)

新たに考案された条件で名寄せ

【氏名条件の新考察例】

婚姻や離婚による姓変更を想定し
“名”のみで名寄せ

例:「〇〇 ハナコ」と「△△ ハナコ」を
同一人と考察。

【生年月日条件の新考察例】

±1日まで「一致」とする。

例:「6月5日」と「6月4日」又は「6月6日」
を同一人と考察。

【性別条件の新考察例】

性別チェックをはずす。

例:「◎◎ ヒロミ」男・女を同一人と考察。

同一人と仮判定

加入期間の重複についてチェックを行った後、確認のための「お知らせ」を実施

「5000万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」の実施に係るシステム開発の基本計画の概要

(参考1)

実施目的

○「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会)に基づき、

① 約5000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ

② 「ねんきん特別便」の送付

を実施することとしており、そのためのシステム開発を行い、それを踏まえて、既存のシステムの改修を行うもの。

対応方針

(1) 名寄せの実施方法

① 名寄せ処理を円滑に行うため、名寄せ処理の前に、未統合記録のうち、氏名、性別及び生年月日が収録されていない記録について、社会保険事務所等において、年金手帳記号番号払出簿等を確認し、記録の補正を行う。

② 基礎年金番号の記録と氏名、性別及び生年月日により名寄せを行う。さらに、婚姻等による姓の変更など、段階的に緩和した条件での名寄せを順次行い、突合せの範囲を広げる。

③ 相談・照会対応を迅速かつ正確に行うため、窓口装置で名寄せ結果等の情報を確認できる機能を構築する。

(2) 「ねんきん特別便」の送付

基本的考え方 複数の通知が送付され混乱が生じることがないように、「1人1通」を原則とする。

送付対象及び送付時期

- 名寄せで氏名・性別・生年月日が全部が一致した者 …… 平成19年12月及び平成20年1月
- 名寄せで氏名・性別・生年月日の一部が一致した者 …… 平成20年2月及び3月
- 名寄せで送付対象とならなかった受給権者 …… 平成20年4月及び5月
- 名寄せで送付対象とならなかった被保険者 …… 平成20年6月から10月

通知内容

- 基礎年金番号、加入履歴、加入期間、受給権者及び被保険者等へのメッセージ(※)を通知
- (※)名寄せの結果、記録が結び付くと推定される者に対しては、「他の加入期間があると思われるため、ご確認願いたい」旨のメッセージを表示。

「ねんきん定期便」との関係

○平成19年12月から平成21年3月までの間の「35歳通知」、「45歳通知」、「55歳以上通知」及び「58歳通知」については、それに代えて「ねんきん特別便」として送付する。

なお、「ねんきん定期便」は平成21年4月より本格的に実施する。

○名寄せの結果、記録が結び付くと推定される者及び58歳到達者については、「ねんきん特別便」に「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封する。

なお、平成19年10月から平成21年3月までの間の58歳到達者については、現在の「58歳通知」と同様に、希望者には別途「年金見込額のお知らせ」を送付する。

進捗管理 名寄せ結果や記録訂正処理結果等の情報の管理機能や、「ねんきん特別便」の送付件数、照会件数、統合件数等の集計機能を構築する。

マイクロフィルムにより保管されている「1430万件」及び「36万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画の概要

実施目的

- 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会)に基づき、オンラインに未収録の「1430万件」及び「36万件」の年金記録をコンピュータに入力するとともに、名寄せの結果を踏まえてオンラインに収録し、かつ年金相談に迅速に対応できる漢字氏名検索機能を開発する。

対応方針

- ① 既にオンラインに収録されている記録を除外する。
・既にオンラインに収録されている記録は「5000万件」の一環として、名寄せ等が行われる。

(注) 「1430万件」及び「36万件」の記録の中で、その後厚生年金又は国民年金に加入して、既にオンラインシステムに収録済みの記録を除外した後、次のことを行う。

- ①「1430万件」については、マイクロフィルムの記録の索引ファイル(磁気媒体化)とオンライン記録との記号番号等の突合せ
- ②「36万件」については、オンライン記録の記号番号とマイクロフィルムの記録との記号番号の目視による突合せ

- ② 未登録のマイクロフィルムの記録についてオンラインに収録する機能の開発。

- ③ 名寄せ(期間重複チェック等)用の記録を抽出するための機能の開発。
※名寄せについては、「5000万件」の名寄せシステムを流用。

- ④ 相談・照会対応を迅速かつ正確に行うため、窓口装置から漢字氏名で検索できる機能を構築する。

「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について

1. 「5000 万件」の年金記録発生経緯

- (1) 平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度を導入するに当たっては、その時点で現に年金を受給していた方（受給者）と被保険者の方全員に基礎年金番号を付番し、これを通知した。（約 1 億 156 万人）
- (2) その際には、まず、55 歳以下の基礎年金番号を付番された方について、①他の年金制度に加入していたことがあるか又は他の手帳記号番号を持っておられるかどうかを確認していただいた上で、②基礎年金番号を付番した記録とその他の記録について、氏名、性別、生年月日による名寄せを行い、これらの結果、統合の可能性があると思われた方（約 1818 万人）に対して照会を行い、その結果、これに基づいて基礎年金番号への統合を進めた（約 927 万人）。
- (3) その後、受給権者の再裁定、裁定請求、58 歳到達時の加入履歴送付による年金相談時の加入履歴確認等により、基礎年金番号への統合が進められた結果、平成 18 年 6 月現在で約 5095 万件が基礎年金番号に結び付かないままの記録となっている。（別紙「5000 万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類）

2. 今後の解明作業の前提となる認識

- (1) 平成 9 年 1 月 1 日当時 56 歳以上の方の記録についての評価
 - ・ これらの方は、現在、年金受給年齢に到達している。裁定請求時には過去の履歴の確認を行っているが、過去に名寄せを行っていないため、今回の名寄せ作業により、裁定請求時に見出されなかった本人の記憶していない記録を統合し、年金受給に結び付けることが可能である。
 - ・ 名寄せ後にも残る記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①平成 9 年 1 月 1 日時点において死亡していた方の記録
 - ②平成 9 年 1 月 1 日以降に年金に加入することなく死亡した方の記録
 - ③年金の受給資格期間を満たさない方の記録
 - ④年金の受給資格期間は満たしているが、裁定請求を行っていない方の記録

(2) 平成9年1月1日当時55歳以下の方の記録についての評価

- ・ これらの方は、一部の年齢層を除き、現在被保険者年齢層に該当している。基礎年金導入時に名寄せ等の作業の対象となっているが、当時、照会に対して回答しないままの方の記録や、当時の名寄せの方式では統合できなかった記録があり、それらの記録については、今回の名寄せにより統合し、基本的には将来に向けて年金受給に結びつけることが可能である。
- ・ 名寄せ後にも残る記録については、基本的には次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①平成9年1月1日時点において死亡していた方の記録
 - ②平成9年1月1日以降に年金に加入することなく、死亡した方の記録
 - ③今後年金に加入したとしても、年金の受給資格期間を満たさない方の記録
 - ④既に年金の受給資格期間は満たし、又は今後の年金制度加入により、受給開始年齢に到達すれば、裁定請求できる方の記録
 - ⑤年金の受給資格期間は満たし、受給開始年齢に到達しているが、裁定請求を行っていない方の記録

(3) 名寄せにより統合された方の記録についての評価

- ・ 名寄せにより統合された方の記録については、基本的には次のようなパターンに分かれると考えられる。
 - ①統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
 - ②統合により直ちに受給資格期間を満たさないが、今後加入すれば将来受給権に結びつく可能性のある記録
 - ③統合によっても今後とも受給権に結びつかない記録（受給資格期間を満たさない記録）

3. 解明作業の方向性

(1) 名寄せ作業と並行して行う解明作業

名寄せ作業の準備と並行して、民間の専門家チームと連携して次の作業を行う。

①同一人記録の整理

「5000 万件」の中で異なる手帳番号の記録で同一人に係る可能性がある記録があると考えられるので、それらの記録の整理を行う。

②年齢別・加入期間別の悉皆調査

「5000 万件」について、年齢別に、受給資格期間（当該年齢に応じて経過的に短縮された期間を含む。）と対比する形で、保険料納付済期間について、厚生年金の被保険者期間、国民年金の未納期間等を含め、悉皆調査し、「5000 万件」の記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類や、2 において示した認識を踏まえ、解明のための分類作業を開始する。

(2) 名寄せ作業後に行う解明作業

① 年齢別・加入期間別の分類

名寄せ後、名寄せできた記録と名寄せできなかった記録に区分し、それぞれについて、年齢別・加入期間別に記録を分類し保管する。

② 名寄せできなかった記録の解明

ア. 名寄せ後の記録の分類

・「名寄せ」により「1 億件」と「5000 万件」を突合せすることにより、基礎年金番号により管理されている現存者の記録と名寄せできた記録以外の名寄せできなかった記録は、基本的には以下の者の記録と考えられるが、1)～3)を定量的に区分することは困難である。

- 1) 死亡者又は海外居住者（受給者及び厚生年金被保険者を除く）の記録
- 2) 過去に年金制度に加入するも基礎年金番号は付番されていない者の記録
- 3) 名寄せによって突合されなかった転記誤り・届出誤りのある基礎年金番号を付番されている者の記録

イ. 死亡者又は海外居住者の明確化

アの分類した記録について、次のような作業を行い、仕分けを進める

1) 失権者記録からの死亡者・年金裁定済みデータとの突合せ

社会保険庁の持っている死亡者に係る老齢年金や遺族年金の裁定記録との突合せにより、5000 万件の死亡者に係るデータや年金裁定に反映されている記録を取り除くことができる。

(注) 併給調整で別の年金を選択し使用されていない年金記録は、遺族年金受給者（基礎年金番号付番済み）自身の加入記録に含まれているので、当該記録と 5000 万件を名寄せすることで、「1 億件」と統合することができる分類の各項目にあてはまる。

2) 住基ネットの活用

1) の作業を行った後に残された記録について、住民基本台帳ネットワーク上の記録との突合せを、氏名、性別、生年月日により行い、死亡者又は海外居住者を取り除くことが可能か検討する。

※上記の解明作業を早期に進めるため、65 歳以上の者等を中心に年度内より失権者記録との突合せを行い、20 年度当初より住基ネットを活用することが可能かどうか、関係機関と検討する。

ウ. 名寄せ後のお知らせによる解明

- ・ 名寄せのお知らせにより次のような方について記録の統合が進むものと考えられる。

- 1) 第1次、第2次名寄せで発見しきれない錯誤による転記誤り・届出誤りの記録が発見され、統合する。
- 2) 加入履歴の送付等を通じてオンライン記録に収録されていない記録が発見され、その記録を統合する。
- 3) 無年金者へのお知らせなどによって、新たな裁定請求が行われることにより受給できる方等を確認する。

エ. 上記の作業を経た上で、「5000 万件」の記録は、統合・給付に結び付く記録の他に、死亡者又は海外居住者の記録、今後とも受給資格期間を満たさない記録、今後受給資格期間を満たす可能性のある記録に分類される。

(3) 残された記録の徹底解明

- ① 上記までの作業の後に残された記録について、当該記録の中にある過去の事業所及び過去の住所から、企業や市町村の協力を得て、本人に接触し年金記録の内容を確認する。
- ② これらの過程を通じて分類された資料を何らかの形で公表する。

(4) 記録数の管理・公表

上記の作業の過程において、定期的に分類毎に管理されている記録数を公表する。

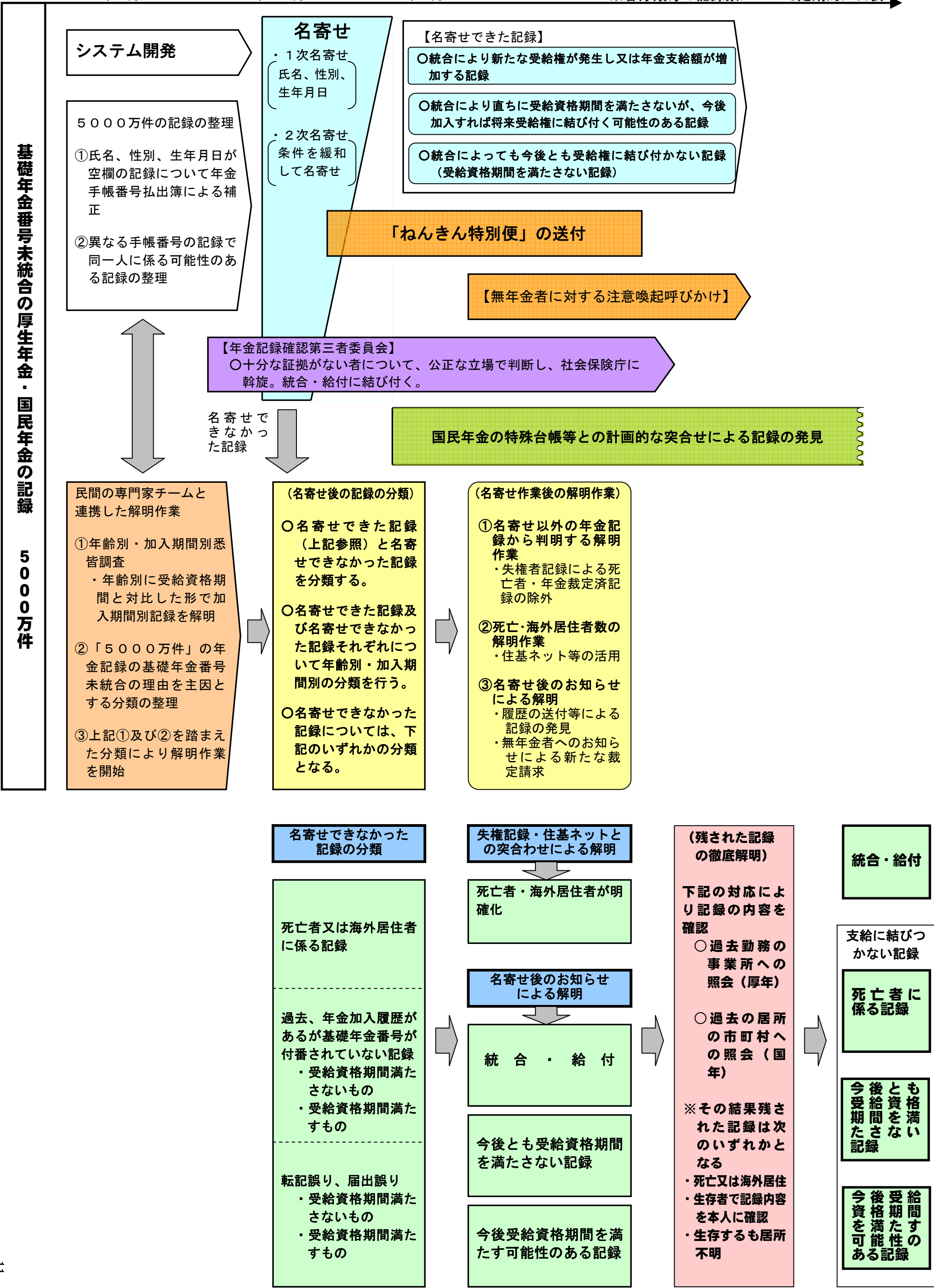
「5000 万件」の年金記録の基礎年金番号未統合の理由を主因とする分類

平成9年1月当時に基礎年金番号が付番されなかった又は記録が統合されなかったものの類型	現時点の評価
I．当時(平成9年1月1日)基礎年金番号が付番されなかった方の記録(被保険者でも受給者でもなかった方の記録) (1) 当時既に死亡していた方の記録 ① 死亡時に老齢年金を裁定済みの記録 ア 当時遺族年金を裁定済みの記録 イ 当時遺族から遺族年金の申し出がなかった記録 ② 死亡時に老齢年金の受給資格期間を満たしていなかった方の記録(死亡一時金受給記録を含む) ③ 死亡時に老齢年金の待機者であった方の記録(受給資格期間を満たしているが受給開始年齢に到達していない方の記録) ④ 死亡時に老齢年金の受給資格期間を満たして受給開始年齢に達していたが裁定請求をしていなかった方の記録 (2) 当時生存していた方の記録 ① 当時既に老齢年金の受給開始年齢に達していた方の記録 ア 当時受給資格期間を満たしていなかった方の記録 イ 当時受給資格期間を満たしていたが裁定請求していなかった方の記録 ② 当時被保険者ではなく、老齢年金の受給資格期間を満たしていて受給開始年齢に達していなかった方の記録(国民年金の場合は当時 60 歳から 65 歳) ※ 受給資格期間は、生年月日別に短縮特例があること、受給開始年齢は、制度別、性別等に対応した経過措置があることに留意 ③ 過去に被保険者期間を有していたが当時被保険者年齢であるにもかかわらず、未加入であった方の記録 ア 当時受給資格期間を満たしていなかった方の記録 イ 当時受給資格期間を満たしていたが受給開始年齢に達していなかった方の記録	○ 平成9年1月当時、基礎年金番号が付番されず、又は未統合の記録についても、その後、 ・ 受給者の再裁定 ・ 裁定請求時の確認 ・ 58歳到達時の加入履歴送付 ・ 年金相談時の統合 等により、基礎年金番号への統合が進められ、現在残存している記録が「5000万件的年金記録」である。 ○ 一方、現在、残存している「5000万件的」年金記録には、 ① 平成9年以降、現在までに死亡された方の記録 ② 平成9年以降、年金制度に加入し、従前の手帳番号とは別に、基礎年金番号が付番された記録が含まれている。 (注)死亡及び住所変更の届出については、以下のとおり。 ① 厚生年金被保険者 死亡については事業主が行っている。住所については平成8年3月以前は届け出る必要はなかったが、平成8年4月以降は、事業主が届け出ることとなっている。 ② 国民年金被保険者 死亡及び住所変更の届出は住民票の届出とともに市区町村へ届け出ることとなっている。 ③ 年金受給者 死亡については戸籍法上の届出義務者が届出を行うほか、年1回の現況届でも確認を行っている。 (住基情報で把握可能な者は省略可) また、住所変更については本人が行うこととなっている。 この結果、次の方については届出がされず、社会保険庁では死亡及び住所の情報は把握されない。 ① 国民年金被保険者であっても届け出ていない方(未加入者) ② 老齢年金の受給資格期間を満たした後受給開始年齢に達していない方(待機者) ③ 受給開始年齢に達した後においても受給資格期間を満たしていない方(無年金者)
II．当時基礎年金番号が付番された方の未統合の記録 (1) 当時受給者であった方及び当時 56 歳以上の被保険者であった方の記録のうち、裁定請求時に失念や記録誤りにより統合できなかった記録 (2) 当時受給者であった方の記録のうち、脱退手当金の受給済み記録や国民年金の未納期間のみの記録等、裁定請求時に年金額につながらなかった記録 (3) 当時受給者であった方の記録のうち、併給調整により選択されていない記録(例 遺族年金を選択しているために使う必要のない受給者自身の加入記録) (4) 当時 55 歳以下の被保険者のうち、 ① 基礎年金番号の通知の際に複数年金番号を有すると回答した方 ② 上記以外の方のうち名寄せで複数番号を有すると考えられた方に行った照会に対して回答いただけなかった方(照会が未到達の方を含む)の記録 (5) 当時 55 歳以下の被保険者であった方の記録のうち基礎年金番号と異なる番号の記録で、氏名、性別、生年月日の 3 情報について転記・届出誤りがあり、名寄せできなかった記録	

「 5 0 0 0 万 件 」 の 年 金 記 録 の 解 明 作 業 に つ い て

【 名 寄 せ 前 の 作 業 】 【 名 寄 せ 作 業 後 の 解 明 作 業 】

1 9 年 8 月 1 9 年 1 2 月 2 0 年 3 月 ※各分類毎の記録数について定期的に公表



「1430 万件」及び「36 万件」のマイクロフィルムデータ の解明作業の基本的な考え方について

1. 「1430 万件」及び「36 万件」の年金記録発生の経緯

- (1) いわゆる「1430 万件」のマイクロフィルムの形で保管されている年金記録とは、社会保険事務所における紙台帳の管理から、昭和 32 年から始まった中央での台帳パンチカードによる一元管理が進行していく中で、昭和 29 年 4 月 1 日以前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ昭和 34 年 4 月までに再加入しなかった方の記録は使用頻度が低いとして、その後の昭和 37 年 3 月以降の磁気テープによる管理や、昭和 61 年 2 月以降のオンラインシステムによる中央一元管理、さらには平成 9 年の基礎年金番号による加入記録の一元管理に載せられることなく、紙台帳をマイクロフィルム化した記録として管理されていたものである。
- (2) いわゆる「36 万件」のマイクロフィルムの形で保管されている年金記録とは、船員保険制度の職務外年金制度(昭和 61 年に厚生年金保険に統合)の加入者であり、昭和 25 年 4 月 1 日以前に被保険者資格を喪失した方の台帳の一部の年金記録であって、やはり使用頻度が低いとして、昭和 38 年以降の磁気テープ等による加入記録の中央一元管理に載せられることなく、紙台帳をマイクロフィルム化した記録として管理されていたものである。
- (3) これらのマイクロフィルム化された年金記録は、基礎年金番号で付番されたオンライン記録と直接には結び付けられていないが、そこに記載されている方の中には、その後、厚生年金制度や国民年金制度に加入し、異なる手帳番号によりオンライン記録に収録されたり、受給権者の再裁定、裁定請求等により、基礎年金番号付番データと結び付いている方も含まれている。
- オンライン記録と結び付けられていない「1430 万件」の記録については、カセット番号等の索引ファイルの検索等により、また、「36 万件」の記録については、生年月日を契機として同一人を探す方法により、照会可能な記録として管理されてきたが、これら「1430 万件」及び「36 万件」の記録の中には、未だ基礎年金番号に結び付かない記録も含まれている。

2. 今後の解明作業の前提となる認識

- (1) 「1430 万件」の記録に該当する方は、平成 19 年現在概ね 69 歳以上の方であり、「36 万件」の記録に該当する方は、平成 19 年現在概ね 73 歳以上の方である。これらの方の中には現在既に死亡された方のデータも多く含まれているものと思われる。
- (2) また、これらの方は、昭和 29 年 4 月 1 日又は 25 年 4 月 1 日以前に資格を喪失されている方であり、その記録だけでは短い被保険者期間の方が多く、その後新たに年金制度に加入されている方以外は、受給資格を得る可能性は低い方である。
- (3) これらの記録のうち、既にオンラインシステム収録済みの記録は「5000 万件」の記録の一環として、また、未収録の記録は磁気媒体化後、別途、基礎年金番号付番記録との名寄せを行った上で、オンライン記録に収録された際に、新たな加入記録との統合により、年金給付と結び付けられることが可能となる。
- (4) 名寄せ後にも残る記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
- ①それぞれ昭和 29 年 4 月 1 日又は昭和 25 年 4 月 1 日という基準日の時点で既に死亡していた方の記録
 - ②上記①の基準日以降に年金制度に加入することなく、死亡した方の記録
 - ③年金の受給資格期間を満たさない方の記録
 - ④年金の受給資格期間は満たし、受給開始年齢に到達しているが、裁定請求を行っていない方の記録
- (5) 名寄せにより統合された記録については、基本的には、次のようなパターンに分かれると考えられる。
- ①統合により新たな受給権が発生し又は年金支給額が増加する記録
 - ②統合によっても今後とも受給権に結び付かない記録(受給資格期間を満たさない記録)

3. 解明作業の方向性

(1) 名寄せ作業と並行して行う作業

①既にオンラインシステムに収録済みの記録の中で、基礎年金番号と結び付いていないものは、5000 万件の記録の一環として、解明作業が行われる。

②未収録の記録の独自の名寄せ作業と並行して行う作業

オンライン記録に未収録の「1430 万件」及び「36 万件」について、磁気媒体化後、年齢別に受給資格期間(40 歳(女子と坑内員、船員は 35 歳)以上 15 年)に対比する形で、厚生年金及び船員保険の被保険者期間を分類して、2. において示した認識を踏まえた解明作業を行う。

(2) 名寄せ後に行う解明作業

名寄せ作業後に行う解明作業については、「「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方について」(別添 2) に準じた作業を進める。

(3) 記録数の管理公表

上記の解明の過程において、一定の分類の下に対象となる記録数を管理するとともに、必要に応じ公表する。

「1430万件」及び「36万件」の年金記録の解明作業について

【名寄せ前の作業】

【 名 寄 せ 】

【 名寄せ後の解明作業 】

(何らかの形で公表)

【 大分類例 】

<マイクロフィルム>

厚生年金保険旧台帳

約1430万件

S29.4.1以前に資格喪失し、S34.4までに再取得しなかった者の記録

船員保険旧台帳

約36万件

S25.4.1以前に資格喪失した者の記録の一部

システム
開 発

既にオンラインに収録されている記録(※)の除外

オンラインに未収録の記録のデータ入力

基礎年金番号が付番された記録との名寄せ作業

【対応】

「5000万件」に準じた作業を行う
(別添2の参考を参照)

名寄せにより、記録が結び付くと思われる方に対するお知らせは個別の対応を行う。

統合・給付

死亡者に係る記録

■年齢別・加入期間別の解明作業

・年齢別に受給資格期間と対比した形で加入期間別の記録を分類し、解明作業を開始

名寄せ後の残された記録の解明

(名寄せ作業後に行う解明作業)

- ①死亡・海外居住者数の推計・仕分け
 - ・基礎年金番号付番記録との突合わせによる推計
 - ・住基ネット等の活用(死亡者又は海外居住者の仕分け)
- ②名寄せ以外の年金記録から判明する解明作業
 - ・失権者記録による死亡者・年金裁定済記録の除外等

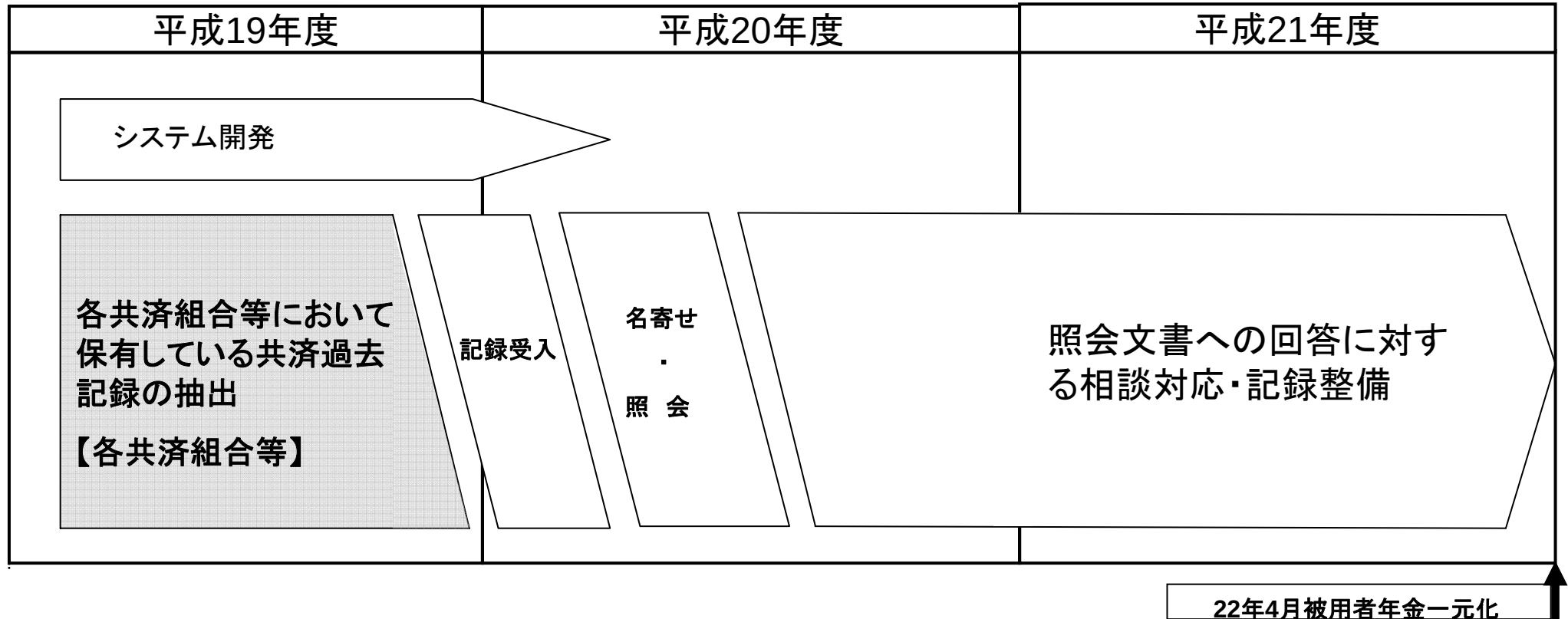
【残された記録の徹底解明】

記録に残されている過去に勤務していた事業所への照会・個別対応(厚年・船保)

受給資格期間を満たさない記録

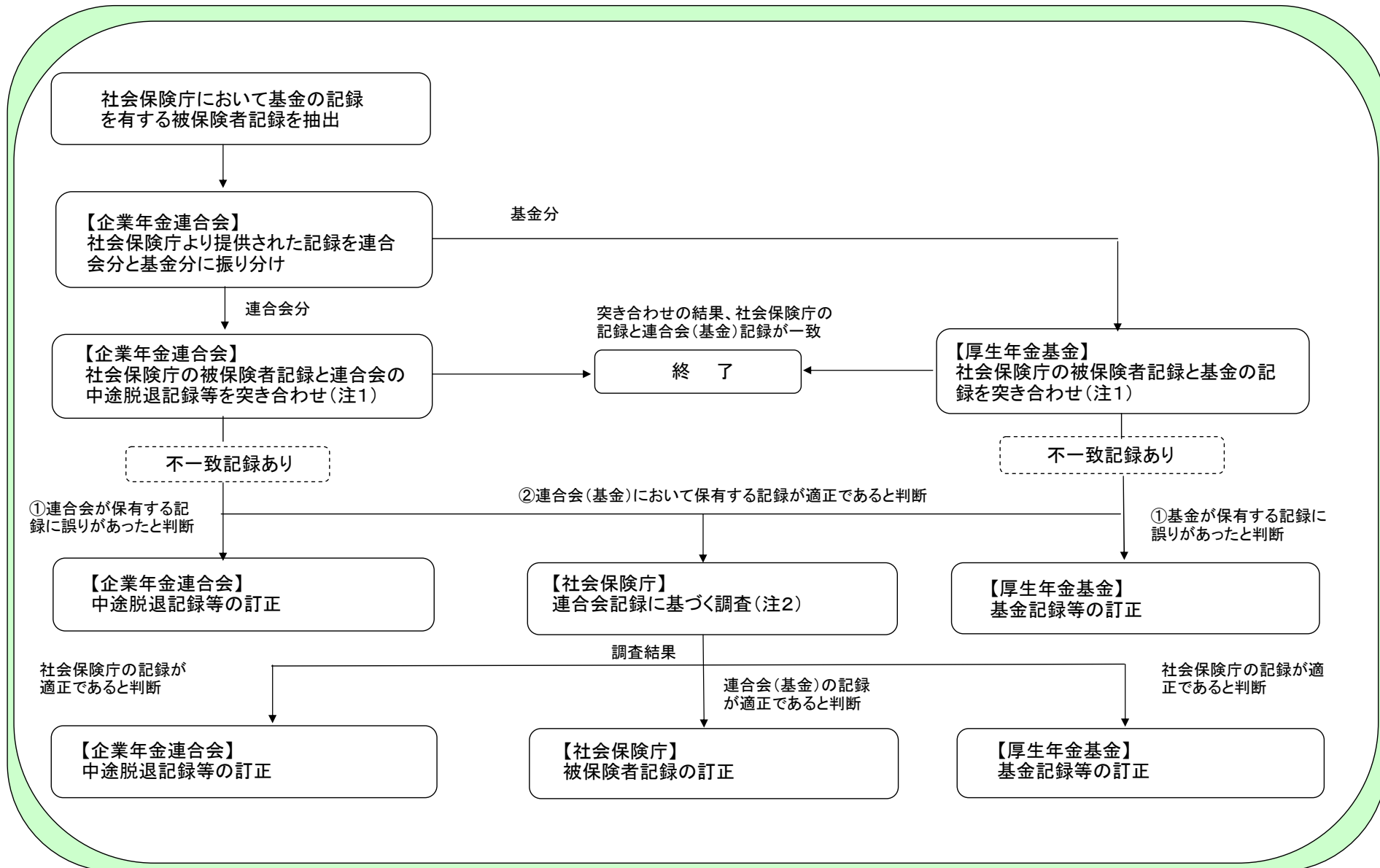
(※)「5000万件」の名寄せ作業の一環として別途対応されている。

共済過去記録の統合について



- システム開発…開発に当たっては、5000万件の名寄せシステムの機能の活用を検討。
- 抽 出……………各共済組合等は、保有する共済過去記録を抽出し、基礎年金番号との名寄せに必要な情報を磁気データとして作成。
- 記録受入……………各共済組合等が作成した磁気テープを社会保険業務センターにて受入れ。
- 名寄せ・照会…受け入れた情報を基礎年金番号の情報と突き合わせ、統合の可能性のある者に対して照会票を作成・送付。
- 相談対応・記録整備…照会票の回答内容、相談対応などを通じて本人確認。確認でき次第、基礎年金番号に統合。

厚生年金基金と社会保険庁の記録の記録の突き合わせ作業の流れ

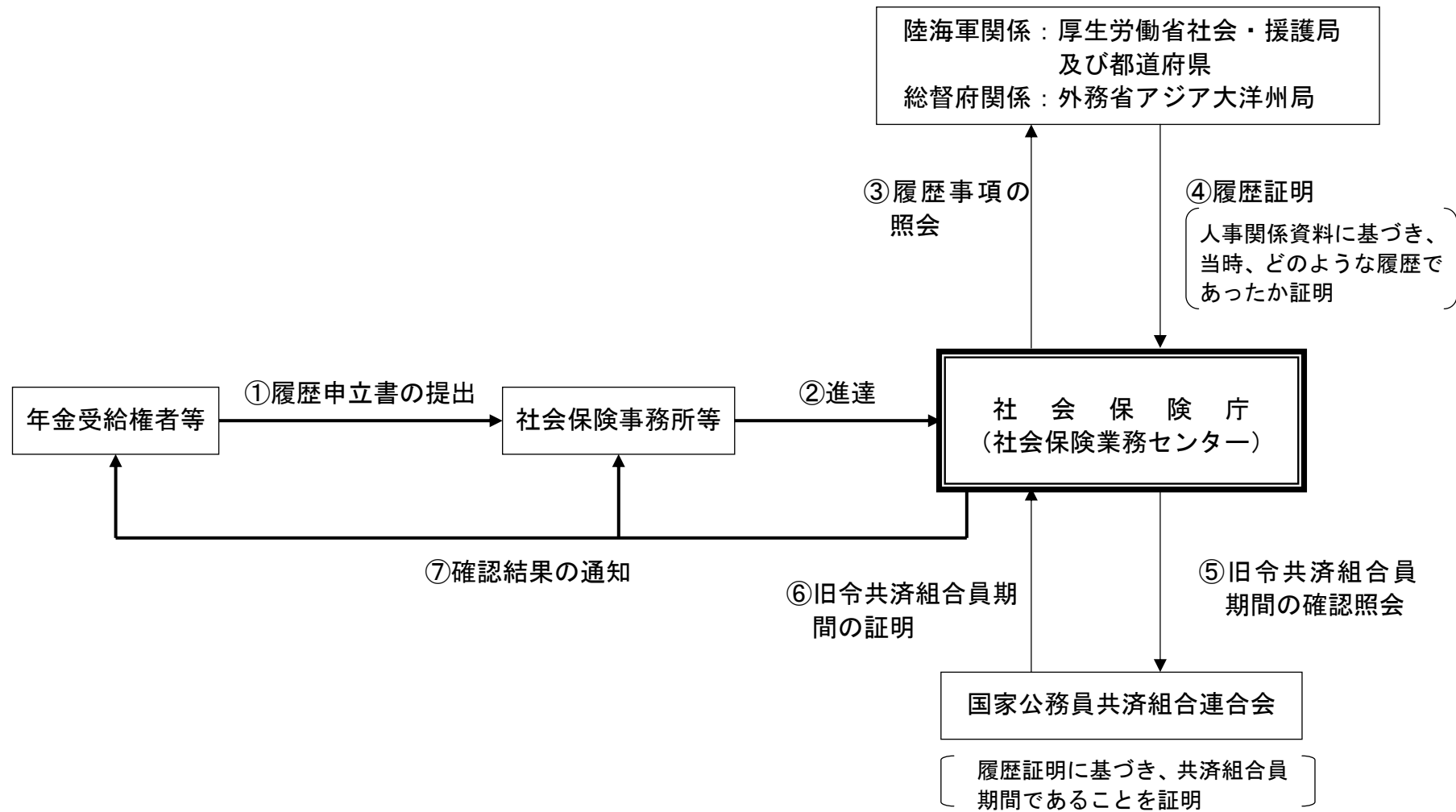


(注1) 突き合わせ項目は、次のとおり

①基金番号、②基礎年金番号、③氏名、④生年月日、⑤異動年月日(取得、月変・算定、喪失)、⑥標準報酬月額(標準賞与額)、⑦異動原因(新規取得、再取得、月変、算定、資格喪失、死亡喪失)、⑧年金証書記号番号(基礎年金番号・年金コード及び支給制度区分)、⑨受給権発生年月日

(注2) 原簿(マイクロフィルム)等の調査を含む。

旧令共済組合員期間に係る事務処理の流れ

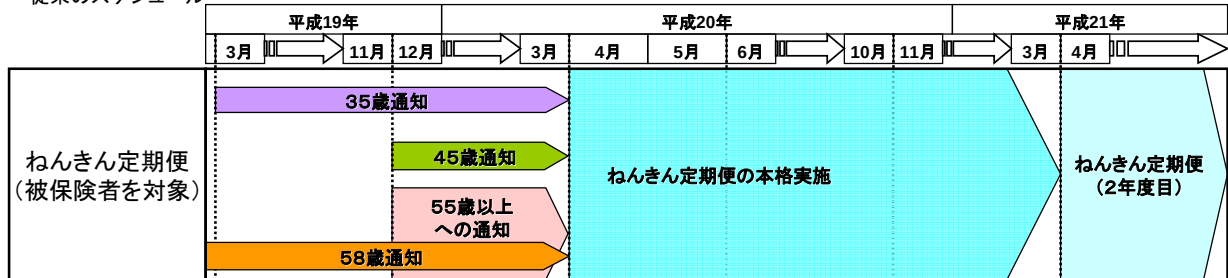


※ ⑦確認結果の通知は、裁定請求者の場合は社会保険事務所あて、年金受給権者の場合は本人あてとなる。

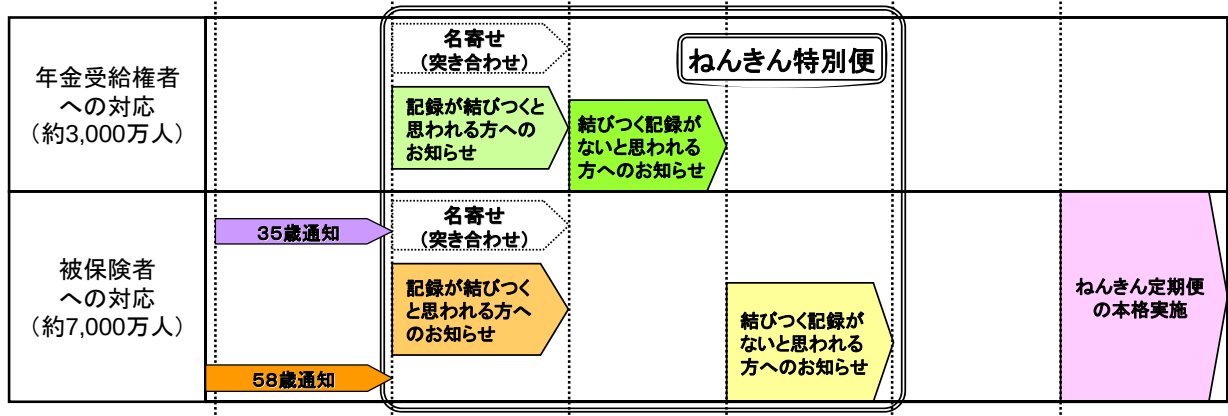
「ねんきん特別便」と「ねんきん定期便」の関係

実施スケジュール

従来のスケジュール



見直し後の
スケジュール



参考

これまで予定されていた「ねんきん定期便」の内容

	H19.3	H19.12	H20.4
20歳 ～ 34歳			誕生月に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
35歳	【35歳通知】		
35歳	35歳の誕生月に加入期間、加入履歴を通知		35歳の誕生月に加入期間、加入履歴、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
36歳 ～ 44歳			誕生月に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
45歳		【45歳通知】	
45歳		45歳の誕生月に加入期間、加入履歴を通知	45歳の誕生月に加入期間、加入履歴、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
46歳 ～ 49歳			誕生月に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額を通知
50歳 ～ 54歳			誕生月に加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額、将来の年金見込額を通知
55歳 ～ 60歳	【58歳通知】	【55歳以上の方に対して先行実施】	
55歳～60歳	58歳到達時点の年金加入期間、加入履歴、(求めに応じて、将来の年金見込額)を通知	誕生月に年金加入期間、保険料納付額、加入実績に応じた年金見込額、将来の年金見込額を通知	※58歳到達時は上記に加え加入履歴を通知

平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」について

1 「ねんきん定期便」で従来から記載を予定している事項

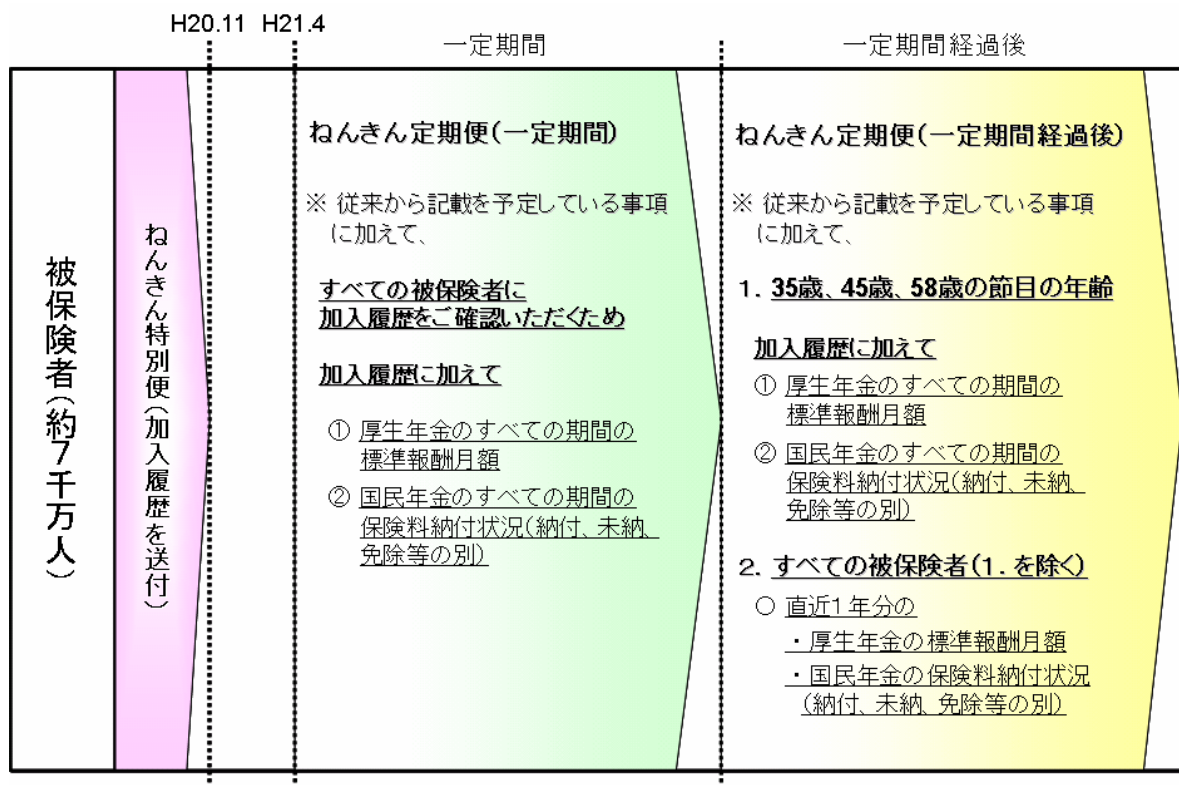
(1) 全年齢共通の事項

- ① 加入実績に応じた年金見込額
- ② 加入期間
- ③ 保険料納付額の目安

(2) 年齢に応じた事項

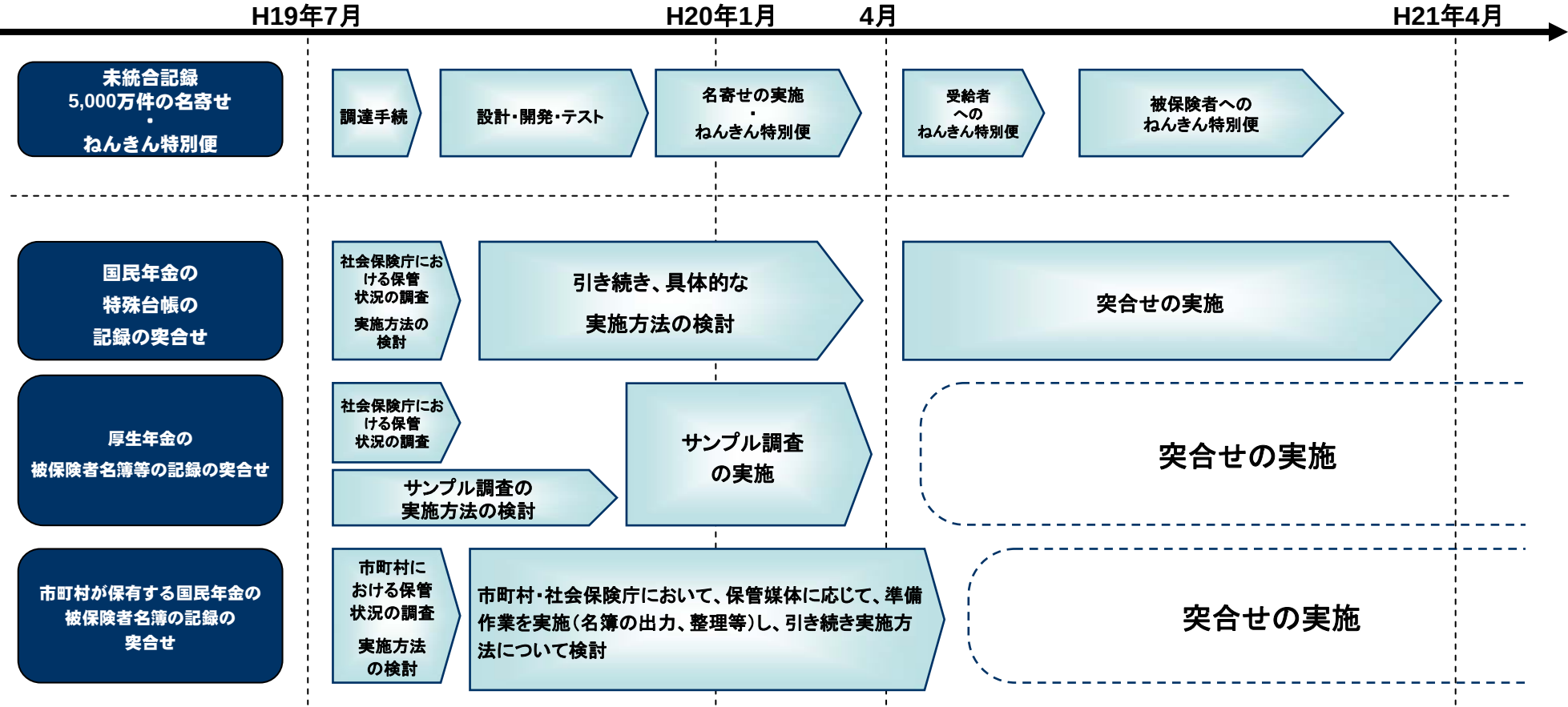
- ① 35 歳、45 歳及び 58 歳の被保険者の方には加入履歴
- ② 50 歳以上の方には将来の年金見込額
- ③ 50 歳未満の方には年金額の早見表

2 平成 21 年 4 月以降の「ねんきん定期便」の新たな取扱事項



(注) 厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せについて



社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況の調査結果について

1 調査の概要

年金記録の確認においては、マイクロフィルム化した被保険者台帳等を必要に応じて確認しているが、今後の年金記録の相談業務に当たっての参考とするため、平成19年5月時点における、社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況及び紙台帳の保管状況について、309事務所に対し調査を行った。

〔調査内容〕

- ・ 社会保険事務所で保管されているマイクロフィルム化した被保険者台帳について、どのような台帳が何件保管されているか。
- ・ 紙の被保険者台帳の有無、ある場合には何件保管されているか。

※ 件数とは、被保険者台帳等で管理している記録の件数のことであり、国民年金（台帳）及び厚生年金保険（原票）については枚数（1枚当たり1記録収録）、厚生年金保険（名簿）及び船員保険（名簿）については、被保険者記録の延べ件数のことである。

2 マイクロフィルム化した被保険者台帳等の保管状況

マイクロフィルムの件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、索引簿を集計し、件数調査を行った。

○マイクロフィルム化した国民年金の被保険者台帳の件数

①特殊台帳	約	2,460 万件
②普通の台帳	約	105 万件
③特殊台帳と普通の台帳が混在	約	573 万件

○マイクロフィルム化した厚生年金保険の被保険者台帳の件数

①被保険者原票	約 1億1,404 万件
②被保険者名簿	約 2億7,481 万件

○マイクロフィルム化した船員保険の被保険者名簿の件数 約 855 万件

3 被保険者台帳等(紙台帳)の保管状況

紙台帳の件数把握に当たっては、各社会保険事務所において、その保管状況(バインダーや箱での管理等)が異なることから、個々の保管状況に応じて、1冊(箱)当たりの平均件数から全体件数を概算で算出するなどして、件数調査を行った。

○紙台帳の国民年金の被保険者台帳の件数

①特殊台帳	約 40 万件
②普通の台帳	約 113 万件
③特殊台帳と普通の台帳が混在	約 13 万件

○紙台帳の厚生年金保険の被保険者台帳の件数

①被保険者原票	約 85 万件
②被保険者名簿	約 2億5,297 万件

○紙台帳の船員保険の被保険者名簿の件数 約 576 万件

注 1) 国民年金の被保険者台帳について

① 特殊台帳

- ・ 国民年金の被保険者台帳のうち、特例として過去に遡って保険料の納付を行った特例納付の記録、1年分の保険料を事前に納付する前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納や免除となっている記録など特殊な納付記録があるもの。
- ・ 昭和59年のオンライン化に伴い、マイクロフィルム化して社会保険事務所で保存管理し、紙台帳を廃棄。

② 普通の台帳

- ・ 全ての被保険者期間を通じて保険料納付が通常の納付方法により行われている記録又は、保険料の免除がある場合には年度当初から年度末まで年度を通して行われている記録であり、かつ、年度ごとに全ての期間が納付であるか免除であるものなど、上記①に掲げた特殊な納付記録がないもの。
- ・ 昭和59年のオンライン化に伴い、既に磁気テープ化した情報を紙に打ち出しリスト化し、これを元の紙台帳と再度照合して誤りのないことを確認し、最終的にオンラインデータとして確定した上で、紙台帳を廃棄。

注 2) 厚生年金保険の被保険者台帳について

① 被保険者名簿

- ・ 事業主からの届書をもとに、社会保険事務所において、事業所毎に被保険者の記録(氏名、生年月日、住所、資格の取得・喪失、被保険者であった期間における標準報酬の変遷など)を整理した名簿。被保険者の記録は、昭和35年7月まで、この被保険者名簿により管理。

② 被保険者原票

- ・ 昭和35年8月から、事業主からの届書をもとに、社会保険事務所において、個人毎に被保険者の記録を整理した原票。なお、東京、大阪、京都、福岡の社会保険事務所においては、昭和35年8月以降も引続き、名簿方式により被保険者の記録を管理。

※ 被保険者名簿及び被保険者原票は、検索を容易にし業務処理の効率化を図ること、紙の破損又は磨耗による記録の消失を防止すること、業務を行う場所を確保することなどを目的に、昭和51年から平成4年にかけてマイクロフィルム化を実施し、紙台帳を廃棄。

注 3) 今回の調査は社会保険事務所で保管している被保険者台帳等を対象としたものであるため、上記の件数は社会保険業務センター等で保管している厚生年金保険旧台帳(約 1, 430 万件)、船員保険旧台帳(約 36 万件)及びその他の台帳の件数は含んでいない。

市町村における国民年金被保険者名簿の保管状況の調査結果について

市町村が保管する国民年金被保険者名簿について、国への移管等に係る作業の前提として、全体の保管件数を把握するため調査を行った(注1及び2)。

なお、これは、平成19年8月23日時点における、全市町村からの回答に基づき取りまとめたものである。

○国民年金被保険者名簿の保管件数(延べ件数)

	約	135, 262, 800件
うち		
紙による保管件数	約	39, 837, 000件
マイクロフィルムによる保管件数	約	45, 547, 100件
磁気媒体による保管件数	約	49, 878, 700件

(注1)名簿の性格と今般の調査

国民年金被保険者名簿(以下「名簿」という)は、国の管理下にあるコンピュータの記録やかつての「国民年金被保険者台帳」のような年金支給の根拠となる年金記録の原簿ではなく、平成14年3月まで、市町村が国民年金保険料の収納事務を行うために使用していた、いわば「控えの帳簿」であった。

平成14年4月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に移管されたことから、市町村がこれを保管する法令上の義務はなくなっており、現在保管されている名簿は、市町村の判断で念のため保管していたものであり、今般、その保管件数について調査を行ったものである。

(注2)保管されている名簿の状況

名簿は、平成14年3月まで、市町村においていわば「控えの帳簿」として使用されていたものであり、①他の市町村に転出して、転出元の市町村の被保険者でなくなった場合や、②死亡したり、厚生年金の被保険者資格を取得したことにより、国民年金の被保険者でなくなった場合においては、それ以降5年間だけ保管することとされていた。

一方で、転居に伴って、1人の方について複数の市町村に名簿が保管されている場合や、現在は国民年金の被保険者でない方であって、かつては国民年金の被保険者であった方に係る名簿が保管されている場合もある。また、市町村によっては、1人の方について、紙と磁気媒体など複数の種類の名簿を重複して保管している場合もある。

今般の調査は、名簿の国への移管のために全体の保管件数を把握するものであることから、これらの保管件数を全て計上している。

なお、上記の他、市町村から社会保険事務所へ移管され保管している名簿が 940,100 件ある。

(参考)

国民年金被保険者名簿等の旧市町村(平成14年3月末時点の合併前の旧市町村(3, 246市町村))別の保管状況については、「市町村における国民年金被保険者名簿等の保管状況」(平成19年7月4日社会保険庁)として公表していたところであるが、その後、市町村からの報告に変更があり、これを8月23日時点において取りまとめたところ、次のとおりであった。

- ・保管している旧市町村 3, 097(7月4日時点3, 046)
- ・保管していない旧市町村 149(7月4日時点 200)

「ねんきん特別便」の送付に対応した相談体制の基本的な考え方について

1. 基本的な考え方

- (1) 電話相談及び来訪相談の件数については、これまでの電話相談、来訪相談の状況、今後行う名寄せに伴う「ねんきん特別便」の送付件数の見込み等を踏まえて、相談件数の見通しを立てつつ、電話対応等での混乱を生じさせることなく、それぞれの相談の総件数に対応できるようにするための体制を整備する。今後、名寄せ等に係る「ねんきん特別便」の見通しが具体化していくことを踏まえ、次の方針で準備を進める。
- (2) また、12月から順次送付される「ねんきん特別便」の記載事項に関する相談内容がどのようなもので、それにどう対応するかについて、これまでの電話相談及び来訪相談における事例を踏まえ、個人情報保護の観点も留意しつつ、マニュアルを作成し、適切に対応できるようにする。

2. 相談体制の整備

- (1) 平成19年12月から平成20年3月までの送付分に係る対応

①相談件数の見通し

平成19年12月及び平成20年1月送付の「ねんきん特別便」は、基礎年金番号を有する者のうち、氏名、性別及び生年月日が一致（第1次名寄せ該当）し、かつ、未統合記録の記録内容により記録が結び付くと推定される者に送付される予定である。平成19年10月末を目途に、この第1次名寄せに係るシステムの試験運用を始め、該当する方の人数を推計する。

そのうえで、これまでのねんきんダイヤルへの電話相談及び社会保険事務所への来訪相談（市区町村等での出張相談を含む。）の状況等を踏まえて相談件数の見通しを立てる。

平成20年2月及び3月送付分の「ねんきん特別便」は、基礎年金番号を有する者のうち、未統合記録と氏名、性別及び生年月日の一部は一致しないものの、同一人と推定できる場合（第2次名寄せ該当）であって、かつ、未統合記録の記録内容により記録が結び付くと推定される者に送付される予定である。平成19年11月末を目途に、この第2次名寄せに係るシステムの試験運用を始め、該当する方の人数を推計する。

そのうえで、上記と同様に、相談件数の見通しを立てる。

②相談体制の整備

相談件数の見通しに対応した「ねんきん特別便専用ダイヤル」の設置を図る。併せて次の措置を講じる。

- ・「ねんきん特別便」の送付に当たっては、できる限り電話していただくよう、同封する「お知らせ」で勧奨する。また、電話相談件数の集中及

び窓口等での混雑を防ぐため、必要に応じ、年金受給権者の年齢層を優先し、送付時期の分散、対象者の年齢による送付順序等を検討する。

- ・ 電話によらない来訪相談を希望される方については、できる限り身近な場所において相談を受けていただくことができるよう、社会保険労務士会の協力を求めつつ、市区町村・商工会議所における巡回相談の計画を立て、巡回相談の実施場所・日程等について、あらかじめ広報を通じて周知を図ることとする。
- ・ 巡回相談に来られない方については、社会保険事務所に来訪いただくこととする。その場合、待ち時間の長期化を避けるため、窓口担当職員の配置を見直す。

③見通し以上の相談件数となった場合の相談体制の増強等

「ねんきん特別便専用ダイヤル」の増設を図る。ただし、人員やオフィスの整備に一定期間を要するため、緊急の場合には、第一コールセンター等の「ねんきん特別便専用ダイヤル」への切り替えや、全国の社会保険庁職員からの応援による臨時体制などにより対応する。

その他、状況に応じ、次のような措置を講じる。

- ・ 社会保険事務所等において職員の機動的再配置を行う。
- ・ 社会保険事務所内における事務を調整し、年金相談以外の業務に従事している職員を年金相談業務に配置換えするなど、「ねんきん特別便専用ダイヤル」に係る電話相談業務への職員の重点配置を行うとともに、必要に応じその旨を広報する。
- ・ 社会保険労務士会に更なる協力を求め、巡回相談体制の強化を検討する。

(2) 平成 20 年 4 月以降の送付分に係る対応

①相談件数の見通し

平成 20 年度予算編成過程において、名寄せに係る「ねんきん特別便」の送付件数の予測及びこれまでの 58 歳通知や年金記録相談の特別強化体制における電話相談、来訪相談の状況等を勘案して、平成 20 年 4 月及び 5 月、6 月から 10 月について、それぞれ「ねんきん特別便」の送付に伴う相談件数の見通しを立てる。

②相談体制の整備

(1) ②と同様の措置を講じるほか、6 月から 10 月の送付分については、現役加入者からの年金記録に関する照会を、企業内で取りまとめ、社会保険事務所に提出すること等について、経済団体と連携して引き続き協力を依頼する。

なお、企業内での取りまとめが困難な被保険者がいる場合には、当該被保険者に対し、適切な相談窓口の教示が確実に行われるよう、経済団体と調整する。

③見通し以上の相談件数となった場合の相談体制の増強等

(1) ③と同様の措置を講じる他、企業の社会保険委員等に呼びかけて、

企業内の取りまとめを更に強化していただくよう依頼する。

(留意事項)

「ねんきん特別便専用ダイヤル」の設置、市区町村、商工会議所等での巡回相談の拡充及び企業による年金記録確認及び年金記録統合の一括代行手続きの受け入れに当たっては、必要な端末機（窓口装置）を確保する必要がある。このため、年金相談以外の業務に使用されている端末機の機動的な転用についても検討する必要がある。

3. 「ねんきん特別便」が届かず返戻されてきた場合の対応

市区町村又は事業主への協力を要請しつつ、社会保険事務所において、個別に、「ねんきん特別便」が返戻されてきた方の所在の把握に努める。把握できた場合には「ねんきん特別便」を送付すると共に、住所変更届出の提出を依頼する。また政府広報等を通じて、住所変更した場合には、届出を行うよう呼びかける。

4. その他

(1) 個人情報の保護

- ・ 名寄せのためのプログラムの開発、「ねんきん特別便」の発送、電話相談や来訪相談、市区町村・商工会議所における巡回相談の対応などの各段階において、適切に個人情報が保護されるよう必要な方針を定め、マニュアルに盛り込むこと等により、個人情報に接する職員及び相談業務の受託事業者等に徹底を図る。
- ・ また、認知症の高齢者等、ご本人が対応できないため、代理人より相談を受けた場合には、代理権の確認により、ご本人の個人情報の保護を図るものとする。

(2) 「年金記録確認第三者委員会」の教示

- ・ 電話相談、来訪相談の結果、自らの年金記録に御疑問がある方については、「年金記録確認第三者委員会」への申し立て手続きを懇切丁寧に教示する。

「ねんきん特別便」の送付に対応した相談体制について

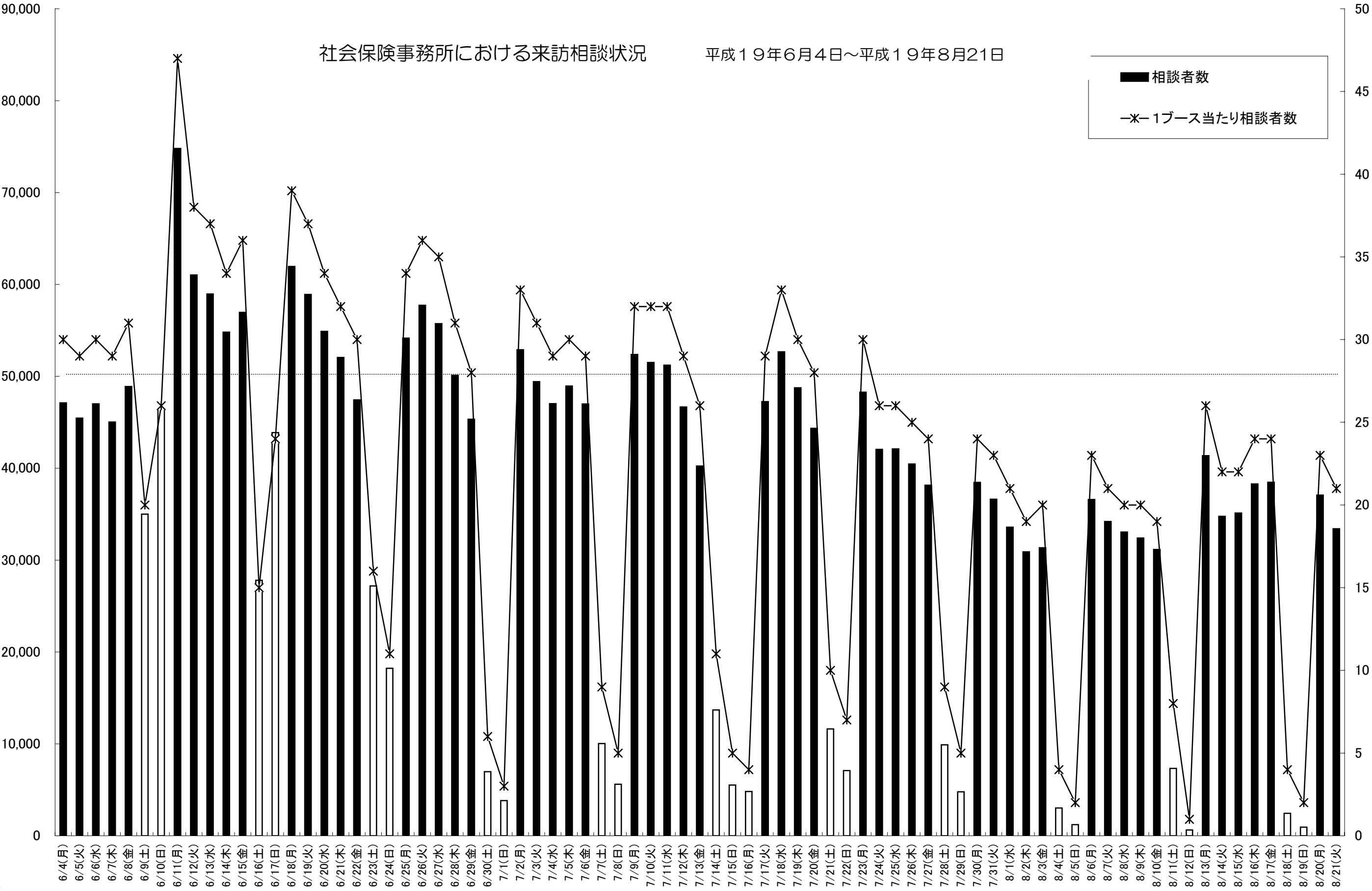
区 分	平成19年度							平成20年度							備 考
	年 9月	10月	11月	12月	年 1月	2月	3月	年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
相談件数の見通し	19年度送付分 (氏名・性別・生年月日の一致者又は一部一致者) システムの試験運用の準備・実施、送付対象者数を推計 20年度送付分														
ねんきん特別便の 発送等	名寄せ作業 12月及び1月は氏名・性別・生年月日の一致者、 2月及び3月は一部一致者 作成・発送							作成・発送 (年金受給権者) 作成・発送 (現役加入者)							
まずは電話相談で 対応	特別便専用ダイヤル 設置準備 見通しに対応 したブース数 特別便専用ダイヤル (000-00-0000) 状況を見なが ら増設準備 特別便専用ダイヤル【増設】							見通しに対応 したブース数 特別便専用ダイヤル(000-00-0000) 状況を見なが ら増設準備 特別便専用ダイヤル【増設】							端末機(端末装置) の確保
※増設されるまでの間は、第1コールセンター・第2コールセンター・第3コールセンター(8月から稼働)の一部の切替にて対応															
来訪相談 (※お急ぎの方 その他)	相談窓口の整備・拡充 巡回相談窓口 ・社会保険事務所窓口 状況を見なが ら増設準備 巡回相談窓口【増設】							巡回相談窓口・社会保険事務所窓口 状況を見なが ら増設準備 巡回相談窓口【増設】							端末機(端末装置) の確保
※巡回相談窓口の増設は、社会保険労務士に応援を依頼社会保険事務所職員の機動的配置															
企業での相談の 取りまとめ								※準備のための 研修を行う 企業での相談の取りまとめ							

市区町村における年金相談実施状況(平成19年7末日現在)

		実施市区町村 計	市町村役場で実 施(再掲)	商工会議所で実 施(再掲)	商工会で実施 (再掲)	その他の会場で 実施(再掲)
1	北海道	145	65	13	2	65
2	青森	40	18	1	0	21
3	岩手	34	11	3	7	13
4	宮城	36	13	0	1	22
5	秋田	25	8	2	3	12
6	山形	35	22	1	1	11
7	福島	60	11	2	3	44
8	茨城	44	23	2	5	14
9	栃木	28	15	3	1	9
10	群馬	38	25	4	1	8
11	埼玉	61	31	7	2	21
12	千葉	50	50	0	0	0
13	東京	48	25	1	0	22
14	神奈川	30	20	3	0	7
15	新潟	32	16	1	3	12
16	富山	15	6	4	0	5
17	石川	19	4	3	0	12
18	福井	16	11	4	0	1
19	山梨	28	11	1	3	13
20	長野	81	34	4	12	31
21	岐阜	42	12	1	0	29
22	静岡	42	26	7	1	8
23	愛知	63	54	9	0	0
24	三重	29	14	4	1	10
25	滋賀	26	16	1	0	9
26	京都	26	5	0	1	20
27	大阪	43	18	3	2	20
28	兵庫	41	8	2	1	30
29	奈良	38	18	2	1	17
30	和歌山	30	12	0	0	18
31	鳥取	19	7	0	0	12
32	島根	21	7	1	0	13
33	岡山	27	13	4	1	9
34	広島	23	8	2	1	12
35	山口	22	13	0	1	8
36	徳島	24	14	2	1	7
37	香川	17	7	0	2	8
38	愛媛	20	0	9	9	2
39	高知	34	14	0	1	19
40	福岡	66	34	10	1	21
41	佐賀	23	18	0	0	5
42	長崎	20	12	1	0	7
43	熊本	45	33	0	0	12
44	大分	18	4	5	2	7
45	宮崎	30	10	9	0	11
46	鹿児島	49	26	2	0	21
47	沖縄	40	26	3	1	10
	計	1,743	848	136	71	688

社会保険事務所における来訪相談状況

平成19年6月4日～平成19年8月21日





総行自第 86 号
庁文発第 074001 号
平成 19 年 7 月 4 日

各都道府県担当部長
各都道府県市区町村担当部長 } 殿

総務省自治行政局自治政策課長
(公印省略)

社会保険庁運営部年金保険課長
(公印省略)

市区町村における年金記録問題の解決に向けた取組について (抄)

標記については、既に平成 19 年 6 月 21 日付け総行自第 78 号に基づき、年金記録問題の解決に向けた政府の取組への協力をお願いしていたところですが、その後の社会保険庁における取組の進捗等を踏まえ、貴管内市区町村に対し、改めて下記の対応について要請していただきますよう、お願い申し上げます。

また、今後、この件に関して貴都道府県においても引き続き広報等万全の体制を取っていただくとともに、各社会保険事務局からの要請があった場合は、可能な限りのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 年金相談への対応窓口の開設

市区町村において相談窓口を開設し、以下の取組を含め、年金記録の相談に対応していただきたいこと。

・市区町村窓口における年金加入記録照会の取り次ぎ

市区町村窓口で年金加入記録照会の取り次ぎを実施する場合は、社会保険事務所と連携し、別添 1 により住民の皆様の年金記録の照会の受付を市区町村の窓口で行っていただきたいこと。

・市区町村窓口での年金記録の確認

市区町村の窓口において電話による年金記録の即時確認を実施する場合は、社会保険事務所と協議の上、社会保険事務所との間にホットラインを開設することにより、窓口に来られた方に、その場で年金記録の確認を実施していただきたいこと。なお、文書による年金記録の回答や年金記録の詳細な調査を希望される方には、文書又は社会保険事務所での記録相談を受けるよう、御本人に説明していただきたいこと。

2 市区町村での社会保険事務所の出張相談所の開設

社会保険庁においては、7月に、全国の市区町村で社会保険事務所による出張相談所を開設する方針であることから、今後社会保険事務所からの要請に基づき相談所の開設にご協力いただくとともに、出張相談の実施についてできるだけ多くの方にお知らせいただきたいこと。

3 年金記録確認チラシの配布

住民の皆様の年金記録の確認に的確に対応するため、市区町村における年金記録の窓口の開設や社会保険事務所の出張相談の実施、新たに設置された「年金記録確認第三者委員会」の果たす役割、「国民年金被保険者名簿」を保管していない市区町村においては、住民の皆様の年金記録が失われたわけではないということなどについて、今後、社会保険事務局からの要請に基づき、別添2を参考に社会保険事務局等との連名チラシを各戸配布など、住民の皆様に広く配布していただくとともに、市区町村内の公的施設窓口に備え置いていただきたいこと。

4 「国民年金被保険者名簿」を保管していない市区町村における対応

特に「国民年金被保険者名簿」を保管していない市区町村（合併前の旧市区町村において保管していない場合を含む。）におかれては、別添4を参考に「国民年金被保険者名簿」の位置づけや取扱い、同名簿に記載されていた納付記録は国（社会保険庁）のコンピュータに収録・管理されていることなどについて、住民の皆様にご理解いただけるようあらゆる機会を通して十分に説明いただくとともに「国民年金被保険者記録」の保管状況の公表にあわせて、適宜記者会見を行う等必要な対応をとっていただきたいこと。

また、年金記録確認チラシについては、別添3を参考に作成し、配布していただきたいこと。

5 年金記録問題対策の広報

年金記録問題対策の実施状況全般について、住民の方々にできるだけわかりやすく広報していただきたいこと。

以上

庁文発第 0709004 号
平成 19 年 7 月 9 日

日本商工会議所会頭 山口 信夫 殿

社会保険庁長官 村瀬 清司

商工会議所への年金相談窓口の設置に関する協力依頼について

社会保険事業の運営につきましては、平素より格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴所より、今般の年金記録問題の解決に向けた全面的なご協力の申し出を頂き感謝申し上げます。

社会保険庁としては、貴所のご厚意を受け、全力を挙げてこの問題の解決に取り組んでまいり所存です。

その一環として、社会保険庁では、年金加入者等からの年金記録に関する照会の増加に対応するため、相談体制の整備を図ることとしています。

各地商工会議所におかれては、かねてより社会保険事務所が実施する巡回相談に個別にご協力を頂いているところですが、これに加えて、各地商工会議所への年金相談窓口の設置にご協力を賜りますよう、貴所より、各地商工会議所にご連絡を頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、具体的な実施方法等につきましては、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所から各地商工会議所に対し、個々の状況に応じて、ご協力の依頼及び協議を行うこととしておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

写

庁文発第 0713002 号
平成19年7月13日

全国商工会連合会会長 清家 孝 殿

社会保険庁長官 村瀬 清司

商工会への年金相談窓口の設置に関する協力依頼について

社会保険事業の運営につきましては、平素より格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴会より、今般の年金記録問題の解決に向けた全面的なご協力の申し出を頂き感謝申し上げます。

社会保険庁としては、貴会のご厚意を受け、全力を挙げてこの問題の解決に取り組んでまいり所存です。

その一環として、社会保険庁では、年金加入者等からの年金記録に関する照会の増加に対応するため、相談体制の整備を図ることとしています。

各商工会におかれては、かねてより社会保険事務所が実施する巡回相談に個別にご協力を頂いているところですが、これに加えて、各商工会への年金相談窓口の設置にご協力を賜りますよう、貴会より、都道府県商工会連合会にご連絡を頂きますよう、お願い申し上げます。

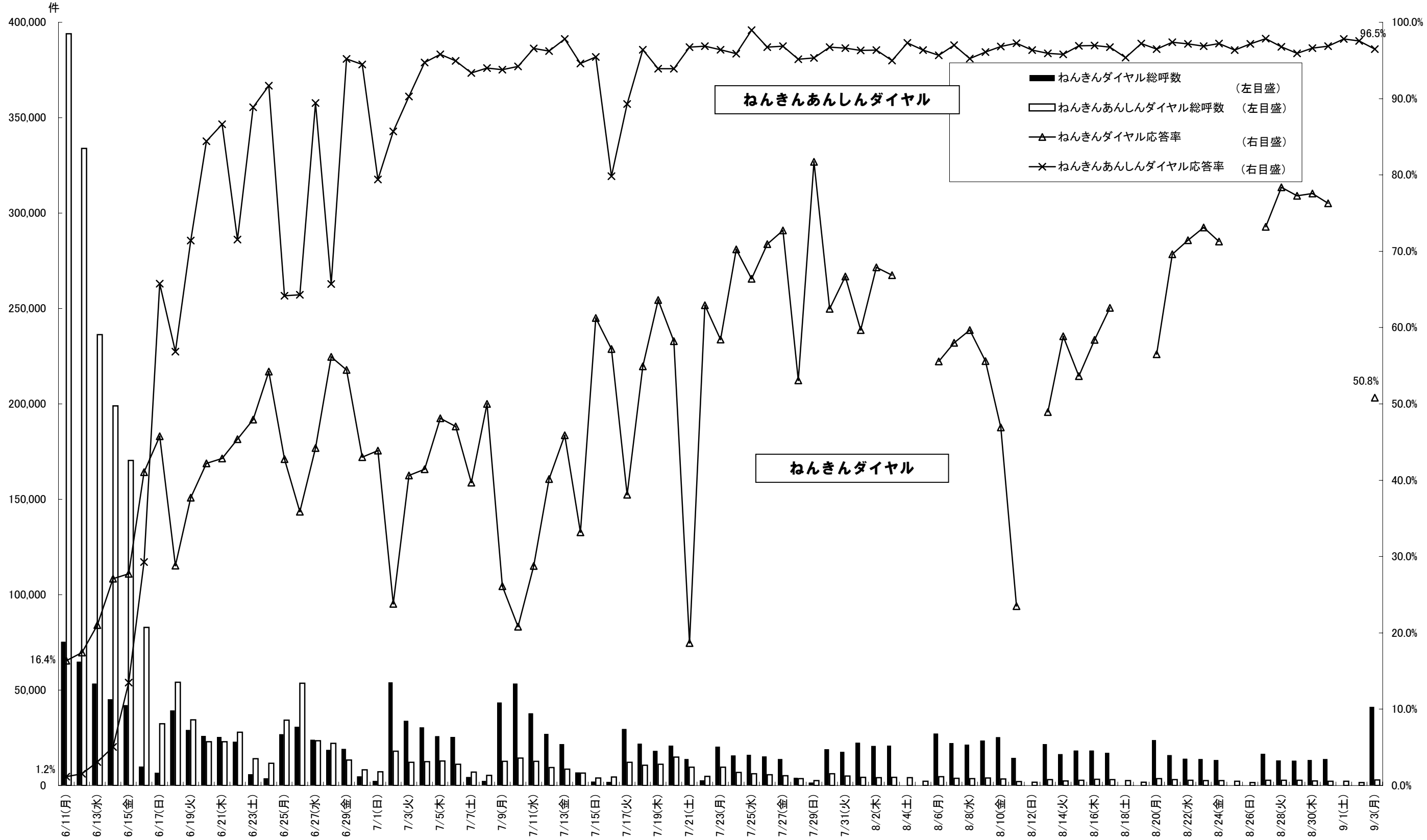
なお、具体的な実施方法等につきましては、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所から都道府県商工会連合会に対し、個々の状況に応じて、ご協力の依頼及び協議を行うこととしておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成19年6月4日(月)以降の電話相談体制の推移

【ブース数】

ねんきんダイヤル (ナビダイヤル)	6/4((月) ~6/10(日))	6/11(月) ~6/12(火))	6/13(水)	6/14(木)	6/15(金)	6/16(土) ~6/17(日))	6/18(月)	6/19(火)	6/20(水)	6/21(木)	6/22(金) ~7/13(金))	7/14(土) ~7/16(月))	7/17(火) ~7/31(火))	8/1(水)~
中央年金相談室 (端末装置あり)	180													
第1コールセンター (端末装置あり)		(ねんきんあんしんダイヤルへ)											270	270
民間委託コールセンター (端末装置あり)														150
年金電話相談センター (端末装置あり) (ヶ所数)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)	466 (23)
(端末装置ありブース数再掲)	(646)	(466)	(466)	(466)	(466)	(466)	(466)	(466)	(466)	(466)	(466)	(466)	(736)	(886)
小 計	646	466	466	466	466	466	466	466	466	466	466	466	736	886
ねんきんあんしんダイヤル (フリーダイヤル)	6/4((月) ~6/10(日))	6/11(月) ~6/12(火))	6/13(水)	6/14(木)	6/15(金)	6/16(土) ~6/17(日))	6/18(月)	6/19(火)	6/20(水)	6/21(木)	6/22(金) ~7/13(金))	7/14(土) ~7/16(月))	7/17(火) ~7/31(火))	8/1(水)~
中央年金相談室 (端末装置あり)		180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	(ねんきんダイヤルへ)		
民間委託コールセンター (端末装置あり)												150	150	
民間委託コールセンター (後日お答え方式) (ヶ所数)			130 (2)	160 (2)	440 (3)	460 (3)	480 (3)	500 (3)	690 (5)	710 (5)	740 (5)	740 (5)	740 (5)	740 (5)
臨時電話相談センター (後日お答え方式)					200	200	200	200	200	200	200	200	100	
(端末装置ありブース数再掲)	(0)	(180)	(180)	(180)	(180)	(180)	(180)	(180)	(180)	(180)	(180)	(150)	(150)	
小 計	0	180	310	340	820	840	860	880	1,070	1,090	1,120	1,090	990	740
(端末装置ありブース数再掲)	(646)	(646)	(646)	(646)	(646)	(646)	(646)	(646)	(646)	(646)	(646)	(616)	(886)	(886)
合 計	646	646	776	806	1,286	1,306	1,326	1,346	1,536	1,556	1,586	1,556	1,726	1,626

ねんきんあんしんダイヤル・ねんきんダイヤル 応答状況 平成19年6月11日 ～ 平成19年9月3日



インターネットを活用した年金個人情報の提供サービス (ユーザー I D・パスワード)

(単位：件)

	申込数		発行件数		審査待ち件数 (月末現在)
	月別	累計	月別	累計	
平成18年 3月	7,300	7,300	-	-	-
" 4月	44,349	51,649	26,730	26,730	11,567
" 5月	36,777	88,426	26,185	52,915	0
" 6月	27,709	116,135	34,893	87,808	1,320
" 7月	18,039	134,174	13,533	101,341	0
" 8月	17,127	151,301	14,299	115,640	1,533
" 9月	19,845	171,146	16,628	132,268	0
" 10月	15,975	187,121	9,948	142,216	0
" 11月	28,787	215,908	25,385	167,601	1,945
" 12月	10,600	226,508	10,606	178,207	0
平成19年 1月	10,375	236,883	6,361	184,568	0
" 2月	31,992	268,875	14,956	199,524	0
" 3月	23,284	292,159	28,767	228,291	799
" 4月	20,855	313,014	15,980	244,271	798
" 5月	83,223	396,237	19,922	264,193	27,148
" 6月	505,836	902,073	116,457	380,650	362,983
" 7月	194,048	1,096,121	358,968	739,618	104,294
" 8月	118,266	1,214,387	190,123	929,741	1,992

(注) 申込数の中には、申込時に登録頂いた住所等が当庁で管理する記録と一致しないため I D・パスワードの発行ができないものがあること等の理由により、審査待ち件数は、申込数から発行件数を除いた件数と一致しない。

電話相談対応状況について
(8:30～翌日8:30)

	6/4(月)	6/5(火)	6/6(水)	6/7(木)	6/8(金)	6/9(土)	6/10(日)
総呼数	152,800	127,499	193,157	156,171	261,716	54,962	36,249
応答呼数	14,532	15,321	13,297	14,154	14,688	7,593	9,066
応答率	9.5%	12.0%	6.9%	9.1%	5.6%	13.8%	25.0%
ブース数	646	646	646	646	646	646	646

	6/11(月)	6/12(火)	6/13(水)	6/14(木)	6/15(金)	6/16(土)	6/17(日)
総呼数	469,448	398,912	289,837	244,353	212,747	92,997	39,153
応答呼数	16,979	16,480	18,510	22,340	34,743	28,404	24,382
応答率	3.6%	4.1%	6.4%	9.1%	16.3%	30.5%	62.3%
ブース数	646	646	776	806	1,286	1,306	1,306

※6／11(月)から「ねんきんあんしんダイヤル」を設置。

	6/18(月)	6/19(火)	6/20(水)	6/21(木)	6/22(金)	6/23(土)	6/24(日)
総呼数	93,707	63,800	49,146	48,504	50,931	20,295	15,642
応答呼数	42,188	35,682	30,422	30,813	30,404	15,504	12,853
応答率	45.0%	55.9%	61.9%	63.5%	59.7%	76.4%	82.2%
ブース数	1,326	1,346	1,536	1,556	1,586	1,586	1,586

	6/25(月)	6/26(火)	6/27(水)	6/28(木)	6/29(金)	6/30(土)	7/1(日)
総呼数	61,181	84,613	47,598	40,817	32,662	13,329	9,726
応答呼数	33,485	45,612	31,665	25,024	23,193	10,002	6,819
応答率	54.7%	53.9%	66.5%	61.3%	71.0%	75.0%	70.1%
ブース数	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586

	7/2(月)	7/3(火)	7/4(水)	7/5(木)	7/6(金)	7/7(土)	7/8(日)
総呼数	72,359	46,324	43,194	38,895	36,818	11,678	7,848
応答呼数	28,410	24,887	24,589	24,811	22,646	8,440	6,237
応答率	39.3%	53.7%	56.9%	63.8%	61.5%	72.3%	79.5%
ブース数	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586

	7/9(月)	7/10(火)	7/11(水)	7/12(木)	7/13(金)	7/14(土)	7/15(日)
総呼数	56,322	67,941	50,649	36,727	30,630	13,541	6,220
応答呼数	23,231	24,681	23,130	20,049	18,534	8,461	5,187
応答率	41.2%	36.3%	45.7%	54.6%	60.5%	62.5%	83.4%
ブース数	1,586	1,586	1,586	1,586	1,586	1,406	1,406

	7/16(月)	7/17(火)	7/18(水)	7/19(木)	7/20(金)	7/21(土)	7/22(日)
総呼数	6,512	41,846	32,756	29,303	35,793	23,574	7,767
応答呼数	4,715	22,121	22,429	21,991	26,122	11,871	6,531
応答率	72.4%	52.9%	68.5%	75.0%	73.0%	50.4%	84.1%
ブース数	1,406	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726

	7/23(月)	7/24(火)	7/25(水)	7/26(木)	7/27(金)	7/28(土)	7/29(日)
総呼数	30,135	22,756	22,397	21,102	19,103	7,891	4,340
応答呼数	21,233	17,754	16,861	16,429	15,127	5,732	3,906
応答率	70.5%	78.0%	75.3%	77.9%	79.2%	72.6%	90.0%
ブース数	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726	1,726

	7/30(月)	7/31(火)	8/1(水)	8/2(木)	8/3(金)	8/4(土)	8/5(日)
総呼数	25,435	22,915	26,939	24,996	25,304	4,039	2,156
応答呼数	18,002	16,788	17,662	18,133	18,127	3,930	2,078
応答率	70.8%	73.3%	65.6%	72.5%	71.6%	97.3%	96.4%
ブース数	1,726	1,726	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626

	8/6(月)	8/7(火)	8/8(水)	8/9(木)	8/10(金)	8/11(土)	8/12(日)
総呼数	31,978	26,287	25,067	27,727	28,922	16,768	1,628
応答呼数	19,602	16,742	16,225	17,007	15,260	5,447	1,569
応答率	61.3%	63.7%	64.7%	61.3%	52.8%	32.5%	96.4%
ブース数	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626

	8/13(月)	8/14(火)	8/15(水)	8/16(木)	8/17(金)	8/18(土)	8/19(日)
総呼数	24,885	19,086	21,373	21,806	20,259	2,512	1,692
応答呼数	13,586	12,147	12,674	14,008	13,715	2,396	1,645
応答率	54.6%	63.6%	59.3%	64.2%	67.7%	95.4%	97.2%
ブース数	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626

	8/20(月)	8/21(火)	8/22(水)	8/23(木)	8/24(金)	8/25(土)	8/26(日)
総呼数	27,588	19,245	16,995	16,594	16,192	2,270	1,565
応答呼数	17,037	14,246	12,840	12,735	12,229	2,187	1,521
応答率	61.8%	74.0%	75.6%	76.7%	75.5%	96.3%	97.2%
ブース数	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626	1,626

	8/27(月)	8/28(火)	8/29(水)	8/30(木)
総呼数	19,532	16,025	15,953	15,949
応答呼数	14,976	13,051	12,834	12,826
応答率	76.7%	81.4%	80.4%	80.4%
ブース数	1,626	1,626	1,626	1,626

千葉県内の社会保険事務所等の相談窓口の混雑状況(先週の状況)

年金相談は、どこ社会保険事務所、年金相談センターの窓口にお越しただいても、お受けできます。
先週の混雑状況をご参考に、混雑の少ない事務所、時間帯にお越しください。

 : 平均待ち時間
30分以内

 : 平均待ち時間
30分以上

 : 平均待ち時間
1時間以上

 : 平均待ち時間
2時間以上

社会保険 事務所	8月20日 (月) 晴					8月21日 (火) 晴					8月22日 (水) 晴					8月23日 (木) 晴					8月24日 (金) 晴				
	8:30 ~	11:00 ~	13:00 ~	15:00 ~	17:00 ~	8:30 ~	11:00 ~	13:00 ~	15:00 ~	17:00 ~	8:30 ~	11:00 ~	13:00 ~	15:00 ~	17:00 ~	8:30 ~	11:00 ~	13:00 ~	15:00 ~	17:00 ~	8:30 ~	11:00 ~	13:00 ~	15:00 ~	17:00 ~
佐原																									
千葉																									
千葉年金相談 センター										-					-					-					-
幕張																									
船橋																									
船橋年金相談 センター										-					-					-					-
松戸																									
柏年金 相談センター										-					-					-					-
木更津																									

平成18年7月31日より「予約制による年金相談」を実施しております。詳しくは、こちら[「予約制による年金相談」](#)をご覧ください。

電話相談への回答票の送付状況(速報)

相談受付期間	6月11日～9月19日分
受付件数	498,277件
送付件数	484,635件
平均所要日数	22.9日

〔 9月13日～9月19日回答分の平均所要日数 11.5日 〕

社会保険オンラインシステムの見直しについて

目的

【現状】

- 社会保険オンラインシステムは経費が割高
- データ通信サービス契約の内容が不透明



【見直し後】

- オープン化（専用機器から汎用機器への移行等）と簡素化によるシステム運用経費の削減
- 費用の透明性の確保

効果

- 制度毎に管理しているデータを被保険者個人毎に変更することで、システム改修の簡素化を図る
- 新システムへの切り替え後は年間運用コストを35%程度削減（約850億円→約550億円）
- 初期コストを約4年で回収

経費

- 過去に行ったソフトウェア開発分（いわゆる残債）の返済
- 新規オープンシステムの構築

＜平成18～22年度＞

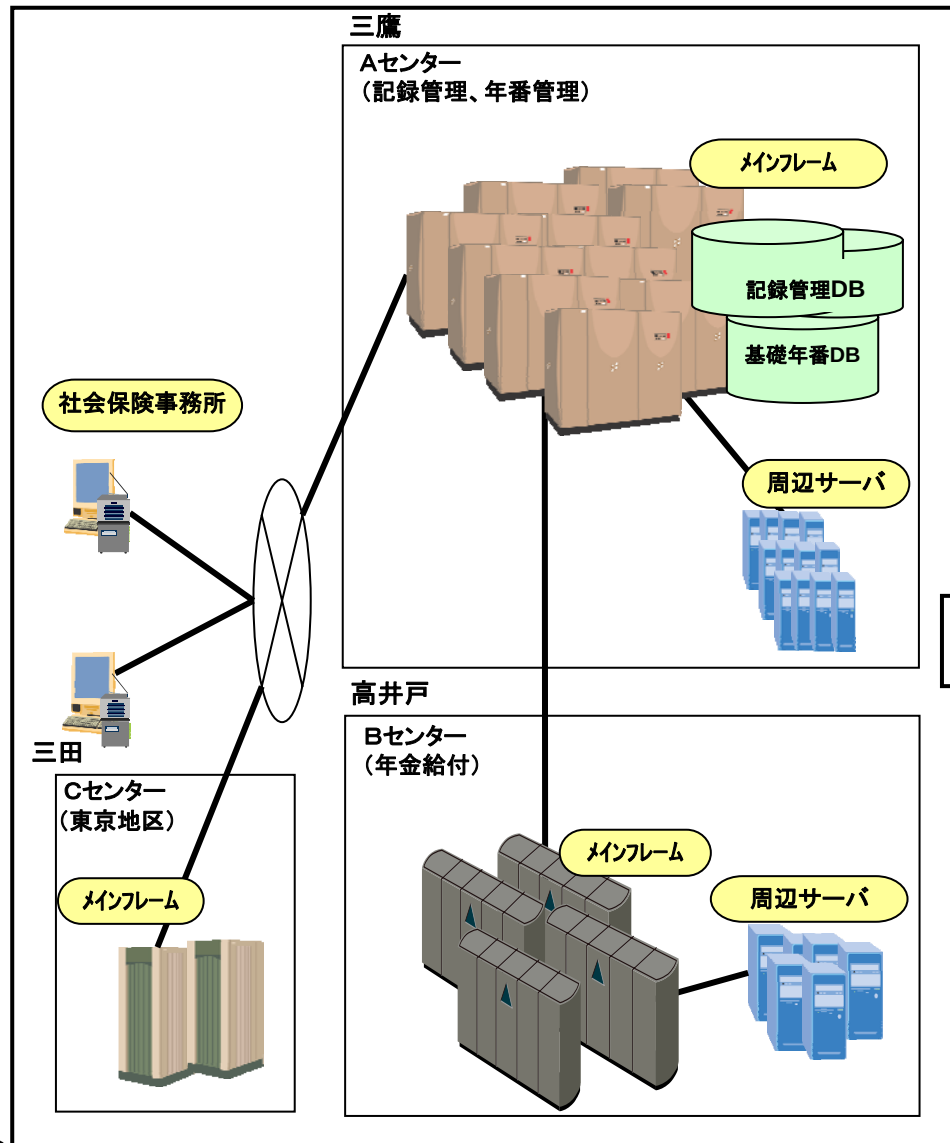
約1,500億円

約1,150億円

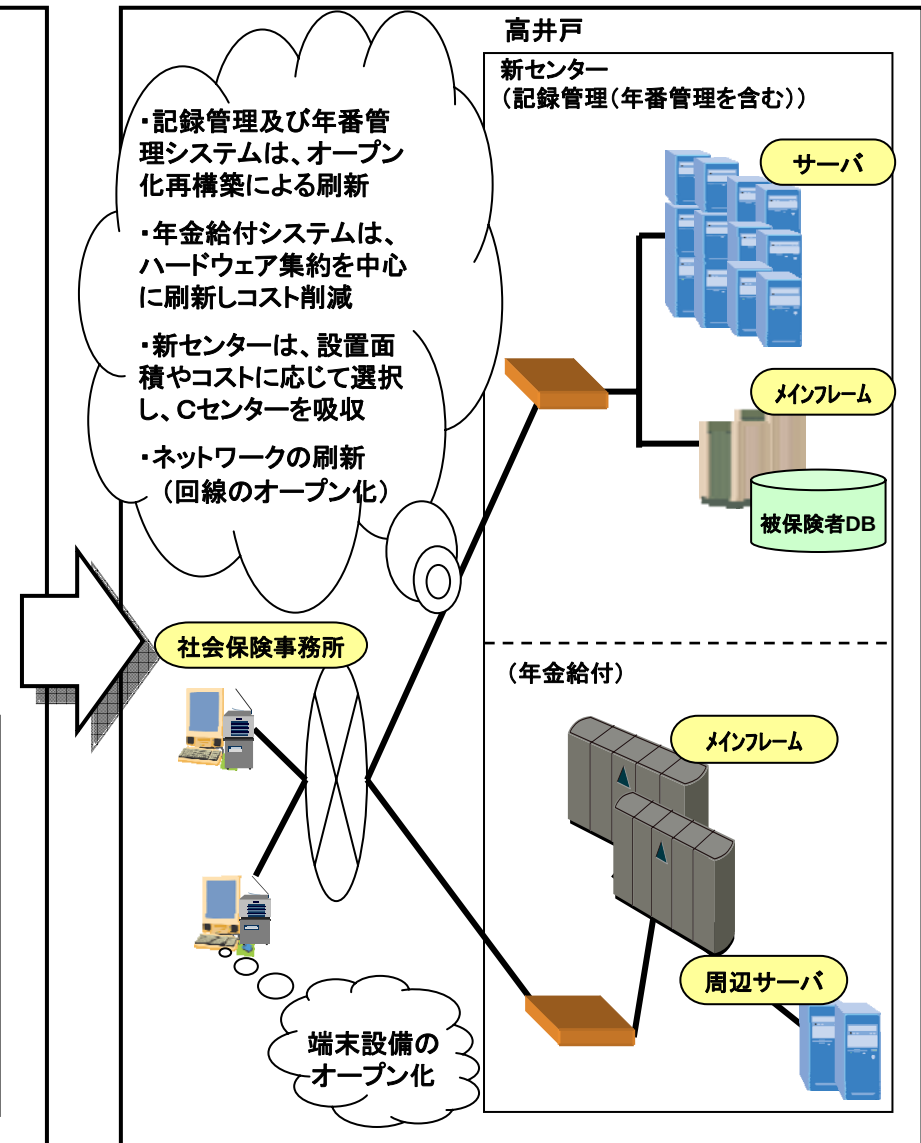
※ システム構築経費については、当初計画（約1,300億円）から約150億円削減

○ システム刷新案のシステム構成イメージ

【現行】

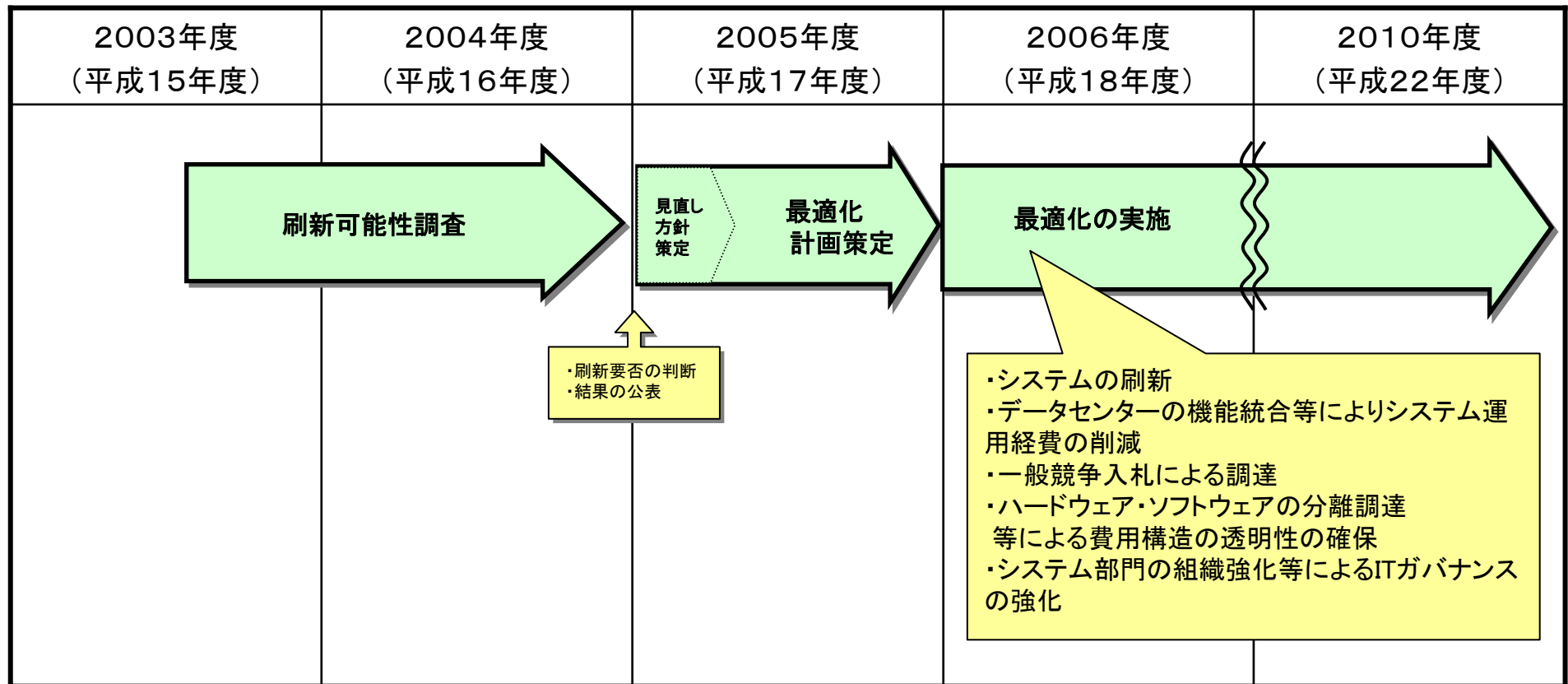


【刷新案】



社会保険オンラインシステムの見直しスケジュール

- ・ 2004年度(平成16年1月～17年3月) レガシーシステム刷新可能性調査の実施
- ・ 2005年度(平成17年6月) 見直し方針の策定
- ・ 2005年度(平成18年3月) 最適化計画の策定
- ・ 2006年度(平成18年度～22年度) 最適化の実施



(注)平成19年度中に詳細設計以降の上記の調達を開始する。

年金記録問題に関する主な政府広報

平成19年7月27日

広報媒体	実施時期	内 容
新聞広告	6月8日(金)	中央5紙、ブロック3紙、 地方紙65紙
新聞広告 (携帯サイトと連動)	6月10日(日)～14日(木)	日経新聞、産経新聞、 ブロック紙、朝日新聞、 毎日新聞
	6月25日(月)～26日(火)	日刊スポーツ、サンケイ スポーツ、スポーツニッ ポン、報知新聞
新聞広告	6月9日(土)、10日(日)	中央5紙、 ブロック3紙、 地方紙65紙
	6月15日(金)～17日(日)	
	6月26日(火)～28日(木)	
	7月25日(水)～26日(木)	
新聞折込み広告 「あしたのニッポン」	7月19日(水)～21日(土)	全国(3000万部)
政府広報誌 (フリーペーパー) 「C a b i ネット」	6月20日号、7月20日号	
雑誌(女性向け)	6月28日(木)、 7月2日(月)、3日(火)	女性セブン、オレンジペー ジ、女性自身
TVスポット集中	6月12日(火)～25日(月)	15秒
ご存じですか (日本テレビ他)	6月18日(月)	社会保険労務士
キク！みる！ (フジテレビ他)	6月22日(金)	社保庁社会保険業務セン ター
ドゥ！JAPAN (CS・日経CNBC)	6月28日(木)	社保庁サービス推進課 長・社会保険労務士
栗村智の HAPPY ニッポ ン！(ニッポン放送他)	7月7日(土)～8日(日)	社保庁サービス推進課長
中山秀征の BeautifulJapan (FM東京他)	7月7日(土)～8日(日)	社保庁企画課長
そこが聞きたい！ニッポ ンの明日(フジテレビ他)	6月17日(日)	厚労事務次官
	7月22日(日)	佐藤英善早稲田大学教授